

平成28年 6 月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
平成28年 6 月16日～17日

場 所 第3委員会室

平成28年 6 月 16 日 (木曜日)

午前 9 時 58 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成28年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 2 号)

○議案第 9 号 警察官等の被服の支給及び装  
備品の貸与に関する条例の一部を  
改正する条例

○議案第 10 号 公営企業の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提  
起、和解及び調停について (別紙 3)
- ・平成27年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別  
紙 5)
- ・平成27年度宮崎県公営企業会計 (電気事業)  
予算繰越計算書 (別紙 7)
- ・平成27年度宮崎県公営企業会計 (電気事業)  
継続費繰越計算書 (別紙 8)

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経  
営に関する調査

○その他報告事項

- ・発電所施設見学ツアー (綾第二発電所) につ  
いて
- ・検定申請中の教科書閲覧について
- ・学力向上対策について
- ・2 巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備  
について

出席委員 (7 人)

委 員 長 渡 辺 創  
副 委 員 長 日 高 陽 一

委 員 緒 嶋 雅 晃  
委 員 中 野 廣 明  
委 員 押 川 修 一 郎  
委 員 高 橋 透  
委 員 有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長 野 口 泰  
警 務 部 長 新 島 健 太 郎  
警 務 部 参 事 官 兼 廣 澤 康 介  
首 席 監 察 官  
生 活 安 全 部 長 鬼 塚 博 美  
刑 事 部 長 西 福 一  
交 通 部 長 金 井 嘉 郁  
警 備 部 長 片 岡 秀 司  
警 務 部 参 事 官 兼 時 任 和 博  
会 計 課 長  
警 務 部 参 事 官 兼 長 友 信 明  
警 務 課 長  
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 黒 木 義 彦  
生 活 安 全 企 画 課 長  
総 務 課 長 児 島 孝 思  
少 年 課 長 宮 川 博 文  
生 活 環 境 課 長 重 山 勝 則  
交 通 規 制 課 長 中 嶋 信 行  
運 転 免 許 課 長 首 藤 昌 良

教育委員会

教 育 長 四 本 孝  
教 育 次 長 片 寄 元 道  
( 総 括 )  
教 育 次 長 川 越 良 一  
( 教 育 政 策 担 当 )  
教 育 次 長 坂 元 巖

(教育振興担当)

総務課長	亀澤保彦
財務福利課長	大西敏夫
学校政策課長	飯干賢
学校支援監	金子文雄
特別支援教育室長	川越浩司
教職員課長	西田幸一郎
生涯学習課長	恵利修二
スポーツ振興課長	古木克浩
文化財課長	向井大蔵
人権同和教育室長	米村公俊
教育研修センター所長	川崎辰巳
図書館長	福田裕幸
美術館副館長	四位久光
総合博物館長	長友重俊
西都原考古博物館長	田方浩二
埋蔵文化財センター所長	谷口武範

企業局

企業局長	凶師雄一
副局長 (総括)	梅原裕二
副局長 (技術)	白賀宏之
総務課長	松田広一
経営企画監	森本誠二
工務課長	新穂伸一
開発企画監	上石浩
電気課長	喜田勝彦
施設管理課長	平松信一
総合制御課長	新見剛介

事務局職員出席者

議事課主幹	木下節子
政策調査課主幹	西久保耕史

---

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。お手元に日程案が配られておりますが、このとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

---

午前10時0分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、今回、当委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○野口警察本部長 おはようございます。警察本部長の野口でございます。本日の常任委員会もよろしく願いいたします。

渡辺委員長を初め委員の皆様には、日ごろから、本県警察の運営に関し、御理解と御協力を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます議案及び報告につきましては、次の3件であります。

提出議案としまして、議案第9号「警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例」、報告としましては、繰越明許費繰越計算書について、損害賠償額を定めたことについてであります。

警務部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。本部

長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

**○新島警務部長** おはようございます。それでは、私のほうから、警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

お手元の平成28年6月定例県議会提出議案の33ページの議案第9号と、配付しております資料をあわせてごらんください。

警察官の服制に関しましては、国家公安委員会規則の「警察官の服制に関する規則」におきまして、その仕様や使用条件等が規定されておりますが、平成26年に、警察庁が実施した警察官の服制に関する調査の結果等を踏まえ、同規則が平成28年1月に一部改正されたところがあります。

また、国家公安委員会規則の「警察官等けん銃使用及び取り扱い規範」につきましても、用語の改正が行われ、同規範が平成27年1月に一部改正されたところがあります。これらの改正に伴い、同条例の一部を改正するものであります。

今回の改正点は、2点あります。

1点目は、男女のベルト様式統一であります。

警察官が装着するベルトにつきましては、これまでは男性用ベルト、女性用合いベルト、女性用夏ベルトの3種類に分かれていました。しかしながら、ベルトにつきましては、男女間で差異を設ける必要性に乏しく、また、街頭活動中は、帯革で覆われて見えないことから、既存の男性用ベルトの様式に統一されたところがあります。これに伴いまして、条例に定められたベルトの規定についても、様式を統一するものであります。

なお、帯革とは、制服警察官が腰に巻いてい

る帯——ベルトのことであり、その帯革に拳銃、警棒、手錠、無線機等を装着しております。

2点目は、用語の改正であります。

拳銃の「拳」の字につきましては、平成22年に常用漢字に追加されたところであり、これに伴い、「警察官等けん銃使用及び取り扱い規範」において、平仮名で「けん」と記載していたものが、漢字の「拳」に改められたところがあります。そこで、条例中の「拳銃」の用語も漢字に改めるものであります。

最後に、条例の施行日ではありますが、条例公布日であります6月29日を予定しております。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんでしょうか。

**○中野委員** 今まで、男性用と女性用というのは、ベルトが違っていたかということと、冬と合いで違っていたということですか。

**○新島警務部長** そのとおりでございます。男性用、女性用のベルトは別物でありまして、女性につきましては、合いといいまして、春とか秋とかのときと、あと夏用とに、この時期でございますけれども、制服が変わりますので、今、開襟シャツのような夏服になっておりますけれども、それ以外のときは、ネクタイを締めて上着がある形の制服になっています。その2種類に、女性用は分かれておりました。

**○中野委員** それで、男性用一本で、同じものをみんな使うということですか。

**○新島警務部長** はい、そのとおりでございます。

**○緒嶋委員** ベルトの更新というのは、どの程度でやるわけですか。

**○時任会計課長** ベルトの更新は3年でありま

す。

○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、質疑もないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○新島警務部長 初めに、報告事項「平成27年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」につきまして御説明いたします。

お手元の平成28年6月定例県議会提出報告書、32ページをごらんください。

警察本部の平成27年度の繰越明許費は、「えびの警察署庁舎建設整備事業」翌年度繰越額1,000万円でございます。

本事業は、えびの市の防災・治安維持の拠点施設として、県民の期待と信頼に応える機能を有する警察庁舎を建設する事業であります。繰り越す事業につきましては、建設予定地の境界線であります西側水路の改修工事であります。

工事内容は、建設予定地ののり面が整備されておらず、敷地の一部が水路側に崩落していることから、改修工事を行うものであります。水路改修工事の設計は、平成27年11月に完成しましたが、水路の改修工事は土木事業となりますことから、土木工事を専門とします小林土木事務所に予算を分任して施工することとなりました。

そこで、小林土木事務所と協議しましたところ、水路改修工事の標準工期が約120日であり、契約手続等を考慮しますと、年度内施工が困難であることが判明いたしました。

また、水路改修工事の施工時期は、水路の流量が減少する渇水期に設定することが一般的でありまして、建設工事に先行して水路改修工事を施工するのは、平成28年8月以降が適期であ

るとの結論に達しました。このため、平成28年度に予算を繰り越しましたので、地方自治法第146条第2項に基づきまして報告するものであります。

なお、水路の改修工事につきましては、本年8月から12月を予定しておりまして、新庁舎建設工事に着工する平成29年1月までには完成する予定でございます。

以上、警察本部の平成27年度繰越明許費についての御報告を終了いたします。

それでは、続きまして、次に、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回、御報告の損害賠償事案は、職員の公務中の交通事故によるものが5件であります。公務中の交通事故のうち、同一の交通事故で損害賠償の相手方が複数あるものは、相手ごとに賠償額を分けて記載していますので、報告書上は、報告件数は9件となっております。

それでは、お手元の平成28年度6月定例県議会提出報告書に基づき、御説明いたします。

3ページからになります。このうち、県警の損害賠償事案は、報告書の3ページの5番目から7番目と、次の4ページの1番目から4番目と6番目と7番目であります。

まず、3ページの5番から7番目であります平成26年5月2日の交通事故は、同一事案でありまして、相手方車両の運転者と所有者、道路に設置された支線管理者の3者が賠償の対象となっております。

この事故は、宮崎北警察署の警察官が、パトカーで交通違反車両を追跡して、赤色点滅信号の交差点を通過する際、左側の黄色点滅信号から交差点に進入してきた相手方車両と出会い頭に衝突したものであります。

この事故で、相手方運転手は、首や腰に捻挫

をして、長期間の通院治療を行っております。そのため、相手方運転者に対して、過失割合に応じた治療費、傷害慰謝料等195万円を賠償し、車両の所有者に対し、過失割合に応じた相手方車両の時価額分や代車代など29万260円を賠償しております。

また、事故の相手方車両が、交差点に設置された支線——電柱などを支えるために、その上部から地上へ斜めに張った線のことですが、これを損傷したため、支線の管理者に対して、過失割合に応じた支線の復旧費用として2,124円を賠償しております。

また、相手方の加入する保険会社から支払いを受けた60万9,120円は、歳入として受け入れております。

次に、4ページの1番目にあります平成27年8月16日の事案は、都城警察署の警察官が、パトカーで現場に緊急走行で向かう途中、赤色信号の交差点を通過する際、左側の青色信号から交差点に進入してきた相手方車両と出会い頭に衝突したものであります。この事故で、相手方運転者に過失割合に応じた車両の修理費用20万9,600円を賠償しています。

なお、相手方の加入する保険会社から支払いを受けた15万9,840円については、歳入として受け入れることとしております。

次に、4ページの2番目から4番目でありませ平成27年10月3日の交通事故は、同じ事案であり、運転者と同乗者2名の3者が賠償の対象となっております。

この事故は、宮崎南警察署の警察官が、捜査用の普通乗用車に乗車し、赤色信号に従って停車していましたが、前方の安全を確認しないまま発進したところ、停車中の前方車両に追突した事故であります。この事故で、相手方運転者

に車両の修理費用と初診治療費14万1,846円を賠償しています。

また、同乗者2名についても、初診の治療費として2万4,970円と2万2,910円をそれぞれ賠償しています。

次に、同じ4ページの6番目にあります平成27年12月19日の事案は、都城警察署の警察官が、ミニパトで現場に緊急走行で向かう途中、赤色信号の交差点を通過する際に、左側の青色信号から交差点に進入してきた相手方車両と出会い頭に衝突した事故であります。この事故で、相手方運転手に、過失割合に応じた車両の修理費3万円を賠償しています。

なお、相手方の加入する保険会社から支払いを受けた9万4,660円は、歳入として受け入れることとしております。

最後に、4ページの7番目にあります平成28年1月22日の事案は、延岡警察署の警察官が、捜査用の普通特殊自動車——護送用の普通ワゴン車であります。これを駐車場の駐車枠から発進させた際、左横に駐車していた無人の相手方車両に接触させたものであります。この事故では、相手方車両の修理費用11万7,022円を賠償しています。

今回、5件の交通事故を御報告いたしました。が、交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうものにつながりかねないものでありますので、今後とも事故防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことにつきましての御報告を終了いたします。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。報告事項に関する説明が終わりました。

報告事項についての質疑はございますでしょうか。

○緒嶋委員 交差点で、相手側が青で、警察は赤で進行する場合の保険の割合はどういうふうになるわけですか。

○新島警務部長 過失割合は事故ごとによって変わります。一つずつ、割合をお話しいたしましょうか。

○緒嶋委員 まあ、大体で。

○新島警務部長 1件目の26年5月2日の事故につきましては、当方は赤色、相手方黄色、それぞれ点滅信号ということで、職員のほうが徐行して進入したということで、過失割合は50%対50%になっております。

2件目につきましては、27年の8月16日でございますけれども、これは、職員側が赤色で直進で一時停止をしたと。相手方は黄色で直進ということで、過失割合は、職員側が40、相手方が60となっております。

3件目の27年12月19日の事故割合につきましては、職員側、赤色を直進、減速徐行をしていたということで20%、相手方は、黄色直進、右折のために進入したということで80%ということになっております。

これは、それぞれ過失認定の割合につきましては、保険会社が個々の状況によって、それぞれ決定しておりますので、過失の割合というのは、事故対応ごとによって変わるものでございます。

○緒嶋委員 いずれにしても、事故はないほうがいいわけです。そういうことからすると、警察官がやむを得ないということもあり、不可抗力という言葉もありますが、やはり警察車両が事故を起こすということは、言われたとおり、県民から見れば、この報告事項の半分は警察車

両というのは、ちょっと多過ぎるんじゃないかなという気がしないでもないわけですが、どうですか。

○新島警務部長 委員おっしゃるとおりでございます。

先ほど、報告でも申し上げましたとおり、交通事故を取り締まる側の警察職員がこのような事故を起こしたということは、やはり県民に対しても申しわけないという気持ちでいっぱいありますので、いろいろと交通事故防止のために、少なくとも第一当事者にならないというようなことで、いろいろな訓練とか研修とかをやっております。今後とも、そのことはやっていく予定でございますし、このようなことがないように努めてまいりたいと思います。

○高橋委員 関連で。8月16日、ちょっと確認ですけれど、警察側が赤の点滅、相手方が黄色とおっしゃいましたっけ。相手方の過失が60ですよね。黄色が点滅で、黄色優先だと私は認識しているんですけど、過失割合が逆でないかと、私は思ったりしたんですが。

○新島警務部長 先ほど申し上げましたとおり、過失の割合を認定するのは、警察ではなくて保険会社のほうで損害賠償の認定をするという形になっておりますけれども、この8月16日の事案につきましては、職員側が、赤色の信号の交差点手前と交差点内で一時停止して進入しております。

ただ、左側から進行してきました相手方の車両の動静を注視していなかったという過失があつて、相手方につきましては、青色信号の交差点に進入する際、右側前方の安全を確認しなかった過失があるということで、このような認定になったと伺っております。

○高橋委員 車両と車両でしょうから、警察車

両が確認をして進入しているところにぶつかれば、相手の過失の割合が多くなるんでしょうね。

**○新島警務部長** 済みません。先ほど申し上げました過失の割合自体の認定は警察でするものではございませんので、事の詳細については、私のほうから「そうです」と、はっきりは言えないんですけれど。

警察側は緊急走行していたということもありますし、あと、ぶつかったときは赤色灯を回しておりましたが、態様自体は、相手のどてっ腹に当たったという形にはなっていないんですけれど。

**○高橋委員** それなら、警察車両優先でしょう。

**○中野委員** ちょっと、後学のために。私は、緊急の赤色灯をつけて交差点に入った場合、逆に優先権があるのかなと思ったら、そうでもないようですよね。法律で、緊急車両の交差点の進入については、どういう規定になっておるんですか。やっぱり注意義務とかそういうのがあるんですか。私はかなり優先権があって、緊急車両が来たらとまらんといかんのかと。

**○金井交通部長** 交通部でございます。緊急車両と申しましても、青信号と赤信号、これが一番基本でございまして、それで、青信号に従って入った民間の車、これが赤信号で入ってきた緊急交通車両、これに気づかない場合ということもございまして、なかなかそのときの状況を見ながら、しっかり対応するのが民事的な割合を分別するものということで認識しております。

ただ、やはり緊急車両が優先でございまして、民間の車につきましても、道路をあけていただいたり、しっかり、その優先権に基づいて対応していただくというのが道交法の目的でございまして。

特に、救急車が走られるときに、かなり速度

を交差点で落としており、確認しながら行っておると思いますけれども、交差点でもやはり、赤信号でサイレンを鳴らしておっても、一方的に100、ゼロというわけではございません。やはり、青信号で相手の方は入ってきておるわけですから。

最近、エアコンとか、いろんな車の機能も密封性が高くございまして、なかなか聞こえない場合もあるかと思っております。それを含めまして、しっかり交差点では警察車両としても安全を確認して進入すべき義務もあろうかと考えています。

ただ、やはり緊急車両については、しっかりその公的な赤灯をつける、サイレンを鳴らすということをしかりした上で、交差点の中に進入することが原則だろうと考えております。

**○中野委員** だろうじゃなくて、法律はどうなっているかというのを聞いているんですよね。救急車が来たときは、とまれって習うよな。

**○金井交通部長** 道交法上でも、緊急車両につきましても、しっかり優先権はあります。民間の車につきましても、それを優先して通さなくてはならないというのが法律上の規定であります。

ですから、それを守らない、わざと妨害するということであれば、公務執行妨害になりますけれども、しっかり赤灯をつけて、それが緊急自動車であるということを民間の車に知らせて、道交法に基づいて優先的な立場で通行するというのが原則であります。

**○押川委員** この5月2日の県有車両の交通事故は、事故のあったときに、警察の車両は、どこに行こうとしていて交通事故に遭ったのか、そこ辺を教えてください。

**○新島警務部長** 違反車両を追跡していたとき



に、事故を起こしたものでございます。

○押川委員 違反車両を追跡するという、そのときに緊急を要して、行かなくちゃいけなかったものなのか、そこらあたりの関係はどのように考えればいいのか。検挙なり逮捕とかわかりませんが、慌てて行かなくても、今の状況ではそういうのができるのかなという気がするんですね、この交通事故というのは。だから、よっぽど緊急であれば、そういう状況はわかるんですけども、そこらあたりの状況がちょっと私たちにはわからないものですから、そういう関係を知りたいなと思いましたので。

警察車両だから、追跡するのはわかるけれども、必要以上に、緊急性があったのか、なかったのか、そこだけ、現状を教えてくださいと、大体そういうもんだなというものがわかるものですから、勉強のために済みません。

○新島警務部長 緊急走行するということは、もちろん緊急性があると。例えば、速やかに被疑者を捕まえないといけないとか、あるいは違反車両を捕まえないといけないという事案があるゆえに緊急走行するわけです。

ただ、委員御指摘のとおり、緊急走行だからといって、何でも許されるというわけではもちろんございませんし、物を壊してもいい、相手の車両にぶつけてもいいということは当然ございませんので、そこは道交法を守りつつ、安全運転を配意しながら行かなければいけないと思っております。実際、緊急走行はしたんですけども、事故を起こしたことによって、本来の目的を達せなかったということで、これは、やはり本末転倒ということになっておりますので。

ただ、緊急走行するということは、やはり緊急性があるということで行っておりますが、そ

れには、やはり事故を起こさないように十分走行するというのも、あわせて必要でございます。

○有岡委員 繰越明許の事業につきまして、水路の改修ということで理解しましたし、8月から12月にやられるという流れもわかりました。29年の1月に庁舎が完成するというところでよかったですでしょうか。

○新島警務部長 済みません、私の言い方がちょっと誤解を生んでしまったのかもしれませんが、新庁舎建設着工予定が来年の1月でございますので、それまでに水路改修工事は終わりますということでございます。

○有岡委員 最終的に、庁舎完成はいつだったのかということと、文教のほうが久しぶりなものですから、今後のスケジュールを参考にお尋ねしたいと思います。

○時任会計課長 えびの警察署の建設のスケジュールでありますけれども、平成27年度に用地の購入、設計業務、あと地籍調査を終わっております。

平成28年度から29年度の2年間にかけて、庁舎建設を予定しております。具体的には、28年度に工事の入札等を実施しまして、工事に着工し、平成30年2月ごろに完成を目指しているところであります。

○中野委員 明許の関係。このえびの警察署の完成、予算は去年の予算ですか。

○新島警務部長 はい、そのとおりでございます。

○中野委員 普通、去年の27年度の予算であれば、明許は大体決算のときに出ますよね、違いますか、俺の勘違いかな。6月に出る。

○時任会計課長 9月の決算のときに、改めて、また報告をさせていただきます。

○中野委員 この事業は27年度に完成する予定やったんですよね。すると、3月の議会、去年度の完成予定がことしに延びたということであれば、普通は3月の時点で明許が出てくるんじゃないですか。違う、俺の勘違いかもわからんけれど。

○時任会計課長 2月の議会で、報告はしてあります。

○中野委員 してある。じゃ、2回するわけ。

○時任会計課長 2月でして、今回の議会でまた報告するという事になっております。

○渡辺委員長 よろしいですか。報告事項に関してはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他、何かございませんでしょうか。

○高橋委員 伊勢志摩サミットの関係でお尋ねしますけれど、何事もなくというか成功だったと思います。その裏には、万全な警備の体制なんかがあったと思うんですけれど、宮崎県警からも派遣されていたと思うんです。

今後、宮崎県でいろいろ大きな行事、4年後にオリンピック・パラリンピックで、ひょっとしたらサーフィンとか、野球、ソフトボールの会場になるかもしれません。そのときに、各国の首脳がお見えになる可能性はあるわけで、そういう意味では、いろんな勉強をされたと思うんですが、それについて主だった教訓があれば報告いただくと助かります。

○片岡警備部長 伊勢志摩サミットに、本県からも連合機動隊、管区機動隊、警護部隊と100名を超える人員を派遣しております。

今回のサミット警備、非常に厳しい国際テロ情勢でありましたけれども、結果的にテロとか妨害行為等はございませんでした。特に、現地

での警備だけではなくて、いわゆるソフトターゲット対策というのを、本県も含めまして、全国警察を挙げて取り組み、成果を上げたところでございます。

先ほど委員がおっしゃいましたとおり、今後、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックと2026年の国体を招致中と聞いておりますので、関係機関団体との連携によるソフトターゲット対策、あるいはテロリストを本県に入れない水際対策等を今後も進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員 宮崎県から、100名派遣されたということで、大変大きな数ですよね。だから、一時的に100名の宮崎県警からの警察官がいなくなるわけだから、我々素人からすると、宮崎県の中でのそういったところは、どういった連携されているのかなと思うんですが。

○片岡警備部長 今回の100名を超える派遣は、実は、7年前の北海道洞爺湖サミットよりかなり少ない数になっております。それは、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる現地だけではなく全国どこでも狙われると、いわゆるソフトターゲット、本県でいえば宮崎空港等警戒いたしましたけれども、後方治安の関係もあり、非常に、前回よりは少ない数でやっております。その分、残留の部隊でやりくりして、警備を行ったということでございます。

○緒嶋委員 関連して。ああいう経費は、県警の予算の当初予算ではわからん点があるんじゃないかと思って。負担額は、予算的経費はどういうふうになるんですか。

○時任会計課長 全て国費で賄われます。

○緒嶋委員 そうじゃないと困るわな。

それと、今、オレオレ詐欺とか、その被害に遭った人からすれば、詐欺に遭うというの

はいろいろ深刻な問題なんです。自分のところでたんす預金している人はそういないと思うので、やっぱり金融機関の窓口でおろして、いろいろ支払いをするというようなことになると思うんです。金融機関と警察の連携というか、行政も含めてですが、いろいろなPRも含めて、そういう形をしっかりとしなきゃ、なかなか被害を少なくするというのは難しい。電話がかかってきたら高齢者の人はやっぱり慌てふためくとか、慌ててもう金を早く送らんと大変なことになるというような気持ちになって、なかなか冷静に対応できなくなるから金を払うわけです。

そういうことを防ぐための対策というのは、十分やっておられると思うんですけれども、金融機関に感謝状とかやられるのは当然ありがたいことですが、感謝状をやらなくても、そういうところで金を振り込まないようにすることが一番いいわけです。感謝状といっても、水際で危ないときの防止策で感謝状をやる。普通なら、金融機関に行く必要もないような、徹底をするのが本当は一番いいと思っているんです。払い込みをする、そういうことはだめですと断られるような、みんながそうなれば、そういうオレオレ詐欺も減少するわけですから。

金融機関も今やっておられるんですけれども、この万全の対策というのはないと思うんですけれども、今、警察としてどの程度まで、金融機関との連携をやっておられるのか。窓口も銀行から郵便局、JAとか、いろいろ信用組合とか金庫とかあります。そういうことの連携というのは、どの程度進んでおりますか。

**○西刑事部長** 特殊詐欺対策ですが、今、委員がおっしゃられたとおり、金融機関対策、これが一番重要でございます。よって、去年の2月、

それと10月、金融機関との協議会を締結いたしました。現在666店舗をやっております。事あるごとに、また会議等も実施しております。締結してから、ことしの5月までに、銀行から196件の通報がっております。そして、現実に24件、阻止をしております。被害金額も5,800万円ということ。ということで、非常に重要であるということ認識して、その対策を強力に推進しているところでございます。

**○緒嶋委員** その協議会なんかは定期的にやらないと、やっぱり気の緩みとか、そういうこともあるので、定期的にそういうのをやる必要もあるんじゃないかなと思うんですけれど、そのあたりはどうですか。

**○西刑事部長** 委員、今おっしゃったとおり、5月と、それと10月ごろ、年2回は確実に実施しております。

**○緒嶋委員** 特に高齢者の人は将来の生活費を失うようなことにもなるわけです。やっぱり、生活の不安も生じてくるわけですので、今のようなことを、ぜひやって、県民が安心して住めるような、そういう形にしなきゃいかんと思いますので、そういう努力されていることには敬意を表したいと思います。本当にありがとうございます。

**○中野委員** 最近も、例のにせカードが出ましたよね。ああいうのは、どこが捜査するのかなと思っているんですよね。カード偽造で金をおろしたのがあったでしょ。

だから、例えば各県ごとに、ああいう捜査は、銀行も含めて、捜査機能がどれぐらい充実しているのか。警察も中心でしょうけれど、銀行とか。それと、こっちのサイバー攻撃に対しては何人か専門家がいるという話でした。ああいう捜査というのが、各県警ごとにできるのかなと

思ったりするんですけど、そこら辺の実情と  
いうのをちょっと。

○西刑事部長 クレジットカードを利用した犯  
罪ですよ。これは、一斉に100人ほどの出し子  
が全国でやったという事件ですけども、出し  
子も何人か、各県逮捕しておりますし、本庁の  
ほうからも、これについては強力な捜査をする  
ような指示が来ております。ですから、全国警  
察一体となって、情報共有しながら、また、さ  
らなる検挙に努めていくということでやってお  
ります。

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本  
部を終了いたします。御説明等大変ありがと  
うございました。お疲れさまでございました。

暫時休憩します。

午前10時41分休憩

---

午前10時46分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、今回、当委員会に付託されました  
議案等について、企業局長の説明を求めます。  
委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後  
に、お願いをいたします。

○凶師企業局長 おはようございます。説明に  
入ります前に、一言お礼を申し上げます。

さきの常任委員会県内調査におきましては、  
渡辺委員長初め委員の皆様には、酒谷発電所、  
祝子発電所を調査していただきました。まこと  
にありがとうございました。

企業局といたしましては、委員の皆様への御指  
導、御支援を賜りながら、今後とも事業の円滑  
な推進に努めてまいりたいと考えております。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につ  
きまして御説明をいたします。座って説明を  
させていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任  
委員会資料の目次をお開きください。

今回お願いしておりますのは、議案が1件、  
提出報告書が2件、その他報告事項が1件の合  
計4件でございます。

まず、Ⅰの提出議案でございますが、さきの  
常任委員会県内調査で調査いただきました祝子  
発電所の最大出力の増加及び酒谷発電所の完成  
に伴い、公営企業の設置等に関する条例の一部  
を改正するものであります。

次に、Ⅱの提出報告書につきましては、平成27  
年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越  
計算書及び平成27年度宮崎県公営企業会計（電  
気事業）継続費繰越計算書でございます。

これらは、平成27年度予算に計上いたしまし  
た経費のうち、今年度に繰り越したものにつ  
きまして、地方公営企業法第26条第3項の規定  
により報告するものであります。

最後に、Ⅲのその他報告事項でございますが、  
去る5月19日に、綾第二発電所で実施をいた  
しました発電所施設見学ツアーについて御報告  
させていただきます。

私からの説明は以上でございますが、詳細に  
つきましては、担当課長より説明させますので、  
よろしくをお願いいたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。局長  
の概要説明が終了しました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○松田総務課長 それでは、議案第10号「公  
営企業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例」について御説明いたします。

なお、議案書では35ページ、赤のインデック

スのところとなりますけれども、説明は主に常任委員会資料のほうでさせていただきたいと思っております。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、1の改正の理由にございまして、祝子発電所の最大出力の増加及び酒谷発電所の完成に伴い、条例中の電気事業に係る発電所の名称、位置及び最大出力について変更、追加するなど、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございます。

(1) 祝子発電所の最大出力の変更でございますが、これは、平成26年度から27年度にかけて行いました祝子発電所水車発電機更新工事の完成に伴いまして、最大出力が従来の1万6,800キロワットから1万7,300キロワットに増加をいたしましたため、条例第3条第2項の発電所一覧表中、祝子発電所の最大出力を変更するものでございます。

次に、(2)の酒谷発電所の追加でございますが、現在建設中の酒谷発電所が9月に完成する見込みでございますことから、同じく発電所の一覧表に、酒谷発電所の名称、位置及び最大出力を追加するものでございます。

次に、(3)その他所要の改正でございますが、今回の改正にあわせまして、第8条第2項にて引用する条例名を整理するものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日としております。

最後に、議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらの平成28年6月定例県議会提出議案の35ページ、赤のインデックスのところをお開きいただきまして、中ほどにございます改正前と改正後の表でございますが、祝子発電所の最

大出力の変更及び酒谷発電所の追加によりまして、最大出力の計につきましても、15万8,035キロワットから15万9,055キロワットに増加することとなります。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。議案に関する説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○緒嶋委員 質疑というほどではないけれど、企業局の発電量は、全国の企業局関係では3番目ぐらいだったかな。

○松田総務課長 最大出力が3番目でございます。

○緒嶋委員 1番が群馬だったかな。

○松田総務課長 神奈川県、群馬県、宮崎県となっております。

○渡辺委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいですか。

それでは、続いて、報告事項に関する説明を求めます。

○松田総務課長 続きまして、平成27年度宮崎県公営企業会計（電気事業）に係る予算の繰り越しについて御説明いたします。

お手元の平成28年6月定例県議会提出報告書の37ページ、青のインデックスで別紙7と表示してあるところをごらんいただきたいと思います。予算繰越計算書でございます。

まず、ダム施設整備事業でございます。

これは、延岡市の祝子ダム及び西都市の立花ダムにおきまして、ダム管理者である県土整備部が行う改良工事等に、企業局が事業費の一部を負担しているものでございますが、県土整備部において、関連する業務に不測の日数を要するなど、予算の繰り越しを行う必要が生じまし

たことから、企業局においても予算の繰り越しを行ったものでございます。

平成27年度予算といたしましては、左から4つ目の欄、1億6,728万6,000円を計上していましたが、そのうち年度内の支払い義務発生額は、その右側の欄にございますとおり、7,808万3,847円、翌年度への繰越額は、その右側の欄1,168万6,000円で、財源は、その右側の欄にございます、全て損益勘定留保資金でございます。

また、予算計上額から支払い義務発生額と翌年度繰越額を差し引きました額は、さらに、その右側の欄にございまして、不用額で7,751万6,153円となります。

なお、全ての工事の完了は、8月末を予定しております。

続きまして、同じ冊子の39ページ、青色のインデックスで別紙8と表示してあるところをごらんいただきたいと思っております。継続費繰越計算書でございます。

左から3つ目の欄の事業名は、「日南ダム発電所建設工事」となっておりますが、これは、先ほど議案のほうで御説明いたしました酒谷発電所でございます、その建設工事の繰り越しを行ったところでございます。

この工事は、県内の治水ダムでは初の取り組みといたしまして、日南ダムに小水力発電所を建設するもので、平成26年度から27年度までの2カ年の事業としておりましたが、27年度に入り、梅雨の長雨や7月の台風などによりまして、不測の日数を要したため、予算の繰り越しを行ったものでございます。

継続費の総額は、左から4つ目の欄7億7,760万円で、平成27年度予算といたしましては、中ほどの平成27年度継続費予算現額の欄の計の欄

にございますとおり、7億2,549万1,951円を計上してはりましたが、その右側の欄の支払い義務発生額は3億5,240万9,808円で、平成27年度継続費予算現額の計の額から支払い義務発生額を差し引いた残額は、さらに、その右側の欄にございますとおり、3億7,308万2,143円となりまして、これは翌年度繰越額となります。

また、この翌年度繰越額に係る財源内訳は、全て損益勘定留保資金でございます。

なお、工事の完成は9月となる見込みでございます。

私からの説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** 報告事項に関する説明が終わりました。

報告事項に関する質疑をお願いいたします。

**○中野委員** 今の説明で、37ページは同じ繰り越しで、予算繰越計算書になっていますよね。次は、継続費繰越計算書になって、同じ繰り越し、これは何の違いですか。

**○松田総務課長** 別紙7につきましては、これは、27年度予算を28年度に繰り越したということでございますが、次の別紙8につきましては、継続費といたしまして、平成26年、27年で、ここがございます総額7億7,760万円を継続費として設定しております。そのうちの6億2,000万円を27年度予算、それから、26年度から繰り越しました額がここにあります1億400万円余ということございまして、別紙8のほうは、継続費という形で2カ年にわたる事業として継続しておりました。

**○緒嶋委員** この酒谷発電所の九電に対する売電価格というのは、ほかのところと変わらないということですか。九電に売る電気料金の価格。

**○森本経営企画監** 酒谷発電所の売電につきましては、固定価格買い取り制度を採用した売電

ということになっておりますので、29円ということで、今、考えておるところです。

○中野委員 もう一つ、39ページ、一番右の損益勘定留保資金というのは、企業局全体の留保資金ということでいいわけ。

○松田総務課長 これは、繰越額に対します財源内訳ということでございまして、この事業に対して、これだけの財源として充てたと、3億7,300万円を全体の留保資金の中から充てたということでございます。電気事業の留保資金を充てたということでございます。

○有岡委員 37ページの建設改良費ということで、2カ所の改良をされたということですが、この不用額が7,700万円になった経緯、要するに、改良が少なくて済んだとか、経費節減することで発生した金額なのか、そこ辺の中身を少しお尋ねしたいと思います。

○新穂工務課長 ダムの改良費なんですけれども、もともと予算を上げる段階では4ダムを改良するというで上げてたんですけれども、実際、実施したのは2ダムということなんです。これは全て国の補助金を使ってやる改良工事ということでありまして、実施しなかった2ダムについては、国からの補助が全くつかなかったということのできなかったと。

それから、その分が約1,400万円ほどあります。残りが2ダムの不用額ということになるんですけれども、こちらと同じく国の補助金の関係で、予定していた工事全てができたということではないということで、不用額が発生しております。

○緒嶋委員 今のダムは、どこどこですか。

○新穂工務課長 改良工事ができたダムは祝子ダムと立花ダムです。それから、予定していたけれどもできなかったダムが松尾ダムと綾北ダムなんです。祝子ダムと立花ダムについては、

前年からの継続でずっとやっているものでして、ついたんですけれども、松尾ダムと綾北ダムについては、新規で上げたけれども、新規では採択されなかったということです。

○緒嶋委員 その松尾と綾北ダムは、今後、当然やらなきゃいかんから、予算がつけば、次年度以降やるということですね。

○新穂工務課長 国の補助を使った堰堤改良につきましては、十数年置きに繰り返してやってまして、今回、たまたま新しく新規でつかなかったということなんですけれども、毎年かどうかちょっとわかりませんが、要望してつくようにするというでございまして。

○渡辺委員長 それでは、なければ次に進みますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○新穂工務課長 発電所施設見学ツアーについて御報告いたします。

資料の2ページをごらんください。

1の目的にありますように、発電所施設見学ツアーは、二酸化炭素をほとんど発生しない水力発電の仕組み、あるいはダムの役割について説明することにより、企業局の事業をわかりやすく伝えるとともに、環境保全に対する意識の啓発を行うことを目的に実施しているものであります。発電所見学ツアーは、平成11年度にスタートして以来、これまで延べ1,600人以上の見学者を受け入れております。

2の実施概要にありますように、社会科授業の一環として行ってございまして、今年度の第1回目として、5月19日に、綾町立綾小学校の3年生、4年生、教員合わせて148名を対象に、綾町にあります綾第二発電所で開催いたしました。

子供たちからは、「水車を回して電気をつくることに驚きました」とか、「これからも水や電気を大切に使いたい」などの感想が聞かれました。また、施設見学の後は、発電所下流の河原で、アユの稚魚放流も行いました。

当日は、天候にも恵まれ、子供たちの喜ぶ声や楽しんでいる光景が見られ、発電所の仕組みや企業局の事業について理解が深まるとともに、身近な川や自然について学習するよい機会になったものと考えております。

なお、7月8日に、延岡市の祝子発電所で、本年度第2回目を実施する予定としております。

私からの説明は以上です。

**○渡辺委員長** その他報告事項に関する説明が終了しましたが、質疑をお願いいたします。

**○緒嶋委員** 今の発電所施設見学、これは、エコな電力であるわけだが、そういうものに対する子供たちの関心を高めるということと、環境問題を含めて、特に酒谷発電所なんかは高橋委員の近くですけれども、利便性もいいし、交通の便もいいわけだから、できるだけ子供たちに、遠足とかいろいろな機会を捉えて、こういうところを見ていただく。宮崎県の置かれている立場とか、この環境問題、エコな、クリーンなエネルギーというものの重要性とかを見学という学びの場として、子供にとって意義があると思うんです。将来にとっては思い出づくりにもなるし、そういうことからすると、教育委員会などとも連携しながら。職員の皆さんは行ってから説明しなきゃいかんので、大変かもしれないけれども、社会貢献というか、そういう意味では大変重要ではないかなと思うんですけれども、どうですか、企業局長、これを積極的に進めるということは。

**○図師企業局長** 緒嶋委員、おっしゃるとおり

だと思っております。

最近、自然エネルギーといいますか、再生可能エネルギーの注目度も非常に高まっております。そういう点で、宮崎県は、豊富な水を利用した水力発電をやっておりますので、委員の御指摘も踏まえまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

**○緒嶋委員** これは、素晴らしいことだし、企業局のありがたさというか、PRという意味でもいいんじゃないかなと思うので。そう余り金が要るわけでもないし。職員の皆さんはいろいろ説明で大変かもしれんけれど、ぜひ、積極的に見学ツアーをやっていただくように要望しておきます。

**○高橋委員** 関連で。いわゆるこのツアーの費用、受益者負担ですよ。綾小学校が行きましたけれど、例えばバスとかそういった費用はどうなっているんですか。

**○新穂工務課長** 企業局が全額負担をしておりますけれども、バス代、それからアユの稚魚代、それから保険料ということで、大体これで70万ほどかかっておりまして、子供というか参加者が150人ぐらいいましたので、アユの数などがどうしてもふえますので、金額が上がったということでございます。

**○高橋委員** 私、議場でも言いましたけれど、山奥にあるからなかなか容易に行けないわけであって、特に県南の学校、これ、一度聞きましたら、何か市町村の教育委員会に投げて、教育委員会が学校に伺いを立てるようなことを聞いたんです。そういうやり方ですか。

**○新穂工務課長** おっしゃるとおりで、綾町の場合は、発電所自体を見学しやすいようにということで整備がされております。それから、それ以外の発電所については、あと4水系ありま



すけれども、持ち回りということで実施しておりますけれども、前年度に地元の教育委員会のほうに計画を話をしまして、学校の選定は教育委員会のほうでお願いをするということにしております。

○高橋委員 私も子供たちが小学校のときには、行った記憶がないんです。だから、県南は縁がなかったのかなと思ったりして。

あと、県全体を見ても、満遍なく市町村教育委員会が、緒嶋委員がおっしゃったように、幅広く、1人でも多くの子供たちにこの施設を見せたほうがいいですね。今、緒嶋委員の話聞きながら思ったところでありまして、要望がありましたように、お金がそうかかるわけじゃないでしょうから、取り組みを強化していただきたいなと思います。市町村とうまく連携をしていただきたいと思います。

○新穂工務課長 今、おっしゃられたように、なるだけ地元の教育委員会等とも連携を図って、こういう環境について教育できる場がなるだけふえるようにということで考えたいと思っております。

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。ほか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時16分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託をされました議案等について教育長の説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしく願いをいたします。

まず、おわびを申し上げます。

職員の綱紀保持及び服務規律の遵守については、繰り返し指導をしてきたところでありますが、3月12日に酒気帯び運転で自損事故を起こしました中学校教諭に対しまして、先月5月20日に免職の懲戒処分を行いました。

また、全国的に問題となりました検定申請中の教科用図書閲覧問題につきましては、教科書採択への影響はなかったものの、教科書採択への公正性、透明性に疑念を生じさせたことから、関係者32名に対し、訓告の措置を行いました。

これを受けて、県内の教職員に対して綱紀保持及び服務規律について、これまで以上に遵守に取り組むよう指導をしたところでありますが、再び、6月2日に都城市立小学校教頭が飲酒運転による駐車場での接触事故を起こしました。

このような教職員による非違行為が発生したことを深刻な事態と考え、全教職員に対して、教職員としての使命と責任を自覚し、みずから厳しく律するよう教育長メッセージを発出したところであります。

県議会を初め、県民の皆様方の信頼を大きく裏切ることになりましたことを心から申しわけなく思っており、深くおわびを申し上げます。

県教育委員会といたしましては、今後とも、教職員の不祥事防止及びコンプライアンスの取り組みを全県的かつ組織的に進め、学校と一体となって、本県教育に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、お礼を申し上げます。

5月21日に開催されました宮崎県教育研修センター新館オープニングセレモニーには、渡辺委員長に御臨席をいただき、まことにありがとうございました。

また、さきに開催をされました宮崎県高等学校総合体育大会並びにみやざき県民総合スポーツ祭の開会式に際しまして、渡辺委員長初め、議会からも多くの皆様方に御臨席をいただき、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。ここからは、座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」であります。

次に、議案以外に報告事項といたしまして、宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について御報告をいたします。

さらに、その他報告事項といたしまして、前回の常任委員会でお求めのありました検定申請中の教科書閲覧について御報告をさせていただきます。

また、学力向上対策について及び2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についても御報告をさせていただきます。

それでは、議案について御説明いたします。常任委員会資料の1ページをごらんください。

初めに、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてであります。

表に太線で囲んでありますところが3カ所ございますが、その3カ所の一番上の欄、一般会計の合計の欄をごらんください。

今回、431万3,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の合計は、その2つ

右の欄に示す1,072億8,957万2,000円であります。

この後、引き続き、担当課室長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

私からは以上であります。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。教育長の概要説明が終わりました。

次に、議案に関する説明を求めます。

**○川越特別支援教育室長** 特別支援教育室でございます。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

新規事業「通級による指導担当教員等専門性充実事業」であります。

この事業は、今回、本県の目指す発達障がい児への支援方法と国の施策の方向性が一致し、全国12地域のうちの1地域として、本県が採択されたものであります。国の10分の10の委託事業でございます。

それでは、1の事業目的をごらんください。

小中学校等におきましては、通常の学級に在籍し、その集団の中での学習や生活に困難さを抱える発達障がいの子供への対応が大きな課題となっております。そのため、ほとんどの授業は通常の学級で受けますが、週に1から8時間程度、障がいによる困難さの改善や克服のため、個別に指導を受けることができる通級による指導の重要性が増してきており、その指導方法等について、担当教員の専門性の向上を図るものであります。

2の事業の内容でございますが、次の3ページのポンチ絵で御説明をいたします。

事業内容は、3ページ、ポンチ絵の太線の四角囲みの中にありますように、通級指導専門性充実検討会議の実施、通級モデル校による研究、

通級による指導担当者研修体制の構築の3点で  
ございます。

1つ目の通級指導専門性充実検討会議におき  
ましては、医療、福祉、教育機関等の代表者に  
出席いただき、研究の方向性や具体的な計画の  
策定、運営についての協議及び評価を行って  
いただきます。

2つ目の通級モデル校につきましては、同地  
域での連携の重要性を勘案し、宮崎市内の小中  
学校5校を指定いたします。この5校で、月2  
回程度の作業部会を開催し、指導方法の研究、  
校内支援体制の構築、専門家との連携、通常  
の学級との連携の4つの研究の柱に沿って研究  
を推進してまいります。

また、モデル校で実践した研究を生かすた  
めに、3つ目にあります担当者の研修体制の構築  
として、専門性向上研修を開催し、県全体の教  
職員の専門性向上につながるよう取り組んで  
まいります。

それでは、2ページにお戻りいただきまして、  
3の事業費をごらんください。国の10分の10の  
委託事業として431万3,000円を計上して  
おります。

4の事業期間でございますが、単年度の実  
施ではございますけれども、事業の実績や来  
年度の計画等の審査により、最大1年の延  
長も見込まれております。

5の事業効果でございますが、この事業  
により、集団生活にさまざまな不安を抱える  
児童生徒の数が減少するとともに、全ての  
教員の個に応じたきめ細かな指導が充実  
すると考えております。

説明は以上でございます。よろしく  
お願いいたします。

○渡辺委員長 議案に関する説明が  
終了しまし

た。

質疑ございませんでしょうか。

○緒嶋委員 これは、私は大変重要な  
取り組みだと思っています。また、通級に  
行った場合は、それだけ個々の子供の障  
がいをおさえるというか、このことによ  
って障がいがおさえられる子もおるわ  
けです。そういうことを考えた場合は、  
モデル的に、いろいろ連携のために、  
宮崎市内のモデル校ということになっ  
ておるけれど、本当は、全県下であ  
る程度地域ごとにモデル校があつた  
ほうがいいんじゃないかなという気が  
するわけだけれど、宮崎市内だけに  
なった理由は、今、説明もあつたけ  
れど、特に、宮崎市内でなければなら  
なかつた理由を改めてお伺いしたい。

○川越特別支援教育室長 まず、宮崎  
市内でなければならなかつた理由とい  
うことでございませうけれども、この  
通級による指導というのは、平成5年  
度からスタートしている事業でござ  
いませうが、宮崎市には、早くから  
通級による指導の教室ができてお  
ります。今、県内には67教室ござ  
いませうけれども、特に、宮崎市に  
は、その中の3割に当たります18  
教室がございませう。

そして、当時からの豊富な実践事例  
を持つ担当の教員がそこにおるとい  
うことでございまして、また、あ  
わせまして、地理的にも通級による  
指導担当者同士が連携しやすいと  
判断をいたしまして、モデル的に、  
この中央のほうに指定をしたとい  
う経緯がございませう。

○緒嶋委員 モデル的に指定するの  
は、そのほうが利便性があつていい  
からということに結果としてはなる  
わけだろうと思うけれども、問題  
は、それを全県下に、いかにこの  
指導力を向上させて、個々に  
応じた細やかな指導ができるか  
というふうな、いかに早く持  
っていくかという

のが一番重要なわけです。今後の取り組みについては、私は2年継続でやったほうがいいんじゃないかなという気もするわけですが、そのあたりは、どうですか。心構えとしては、もう1年で終わる場合もあるということですかね。

**○川越特別支援教育室長** この通級による指導担当教員の専門性の向上というのは、非常に重要なことだと考えておりますので、今年度の成果を踏まえて、また、次年度取り組めるものであれば、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

**○緒嶋委員** それと、こういう先生は、先生の異動の場合にも絡みがあると思うんだけど、全県下に広めていって、そういう障がいのある子供たちを、いかに向上させるかということが一番の目的なわけであるので、そのあたりの考え方は、教職員課としてはどうですかね。

**○西田教職員課長** 今、言われたことも非常に大切なことでありますので、異動方針にのっとりながら、できる限りそのような努力を、今後、特別支援教育室と連携しながら検討してまいりたいと思います。

**○坂元教育次長（教育振興担当）** 補足の説明を少しさせていただきます。

実は、エリアサポート支援体制というのがございまして、県内7地域に、これがちょうど3年たちましたので、支援体制が整ったところがあります。

ただ、どうしてもモデルというのは、文科省の条件でありましたので、先ほど室長が説明したというような形で、6校、宮崎市内で選んだということがあるんですが、それをどうやって還元するか、非常に大きな問題であります。エリア内で行われるエリア研修、これは年間、かなりの回数やっているんですが、その中のテ-

マとして、これを持ち込みまして、成果が全ての先生の学習に生かされるような、そういう体制の中に組み込んでいきたいと思っております。

**○緒嶋委員** いろいろと検討されておるということでありますので、大変ありがたいわけですが、宮崎は、ある意味では、通級モデルは進んでおるということだから、本当はおくれたところにやるのが、モデルとしてはいいんじゃないかなという気がせんでもないわけです。モデル校にしやすいところでやるというのは簡単だけれど、それを、いかに全県下の先生方に広めていくかと、そういう指導力を高めるかということとを十分考えながら、今後、ぜひ、これは進めて、指導担当教員の専門性を高めるように、ぜひ頑張ってもらいたいということを強く要望しておきます。

**○高橋委員** 先ほど、通級が平成5年からというふうにおっしゃいましたが、通級という言い方をするのが平成5年という理解をしたらいいですよね。以前は、言葉の教室という言い方などをしながら、全ての学校にはなかったと思うので、例えば、酒谷、飢肥小学校に行ったりとか、そういうことをしていたような記憶があったもんですから、一応確認のために申し上げました。

これは、先生の、教師の専門性を高めるということの事業なんでしょうけれど、やっぱり一点は人員ですよ。だから、この事業でいくと、今いらっしゃる担任の先生が専門性を高めて、ちょっと障がいのある子供たちの手だてをしていくという事業なんでしょうけれど、今もふえ続けていると思うんです。親は、普通の学校に通わせたいという気持ちが物すごく強いわけで、特に小学生は、今よく話題になる発達障がいの子供たちというのがかなりふえていると思うんで

す。だから、あとは先生の専門性かつ人の配置——加配とかが実施されないとうまくいかないような気がするんですが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

**○川越特別支援教育室長** まず、最初のほうにございました平成5年度からの事業ということで、そのときから通級による指導という名前です。スタートをしております。

また、対象となる子供たちの障がいによりまして、言語障がいのクラスでありますと言葉の教室とか、情緒障がいですと心の教室とか、そういう名前をつけているということでございます。

あと、人員につきましてでございますが、この通級指導教室につきましては、国のほうが、その必要性に応じて決定をいたします加配定数によるものでございます。ですから、毎年、国に、平成何年度は何人、何教室必要ですという形で申請をしている状況でございます。

ここ数年は、国のほうから増加なしの回答ということで、通級指導教室については、こちらの判断でなかなかふやせない状況がございます。

**○高橋委員** 加配については、いろいろと努力されているが、なかなか国が認めてないという現実があるみたいですが、冒頭におっしゃられました全国12地域の1つの事業として採択をされたということなんでしょうが、ほかの地域では、例えば加配の事業だったりとか、そういう地域はないんですか。

**○川越特別支援教育室長** これは、募集のときに12地域というようにお知らせがあったんですけれども、どこが指定をされたとか、どの県ですよということが、全く私どものほうには知らされておられませんので、その部分についてはわかりかねるところでございます。

**○高橋委員** その事業の内容は、全く、他県の地域のものとはわからないということですか。同じような事業なのか、先ほど言いましたけれど、いわゆる加配の事業を採択したところはあるのか、そこを聞きたかったんです。

**○川越特別支援教育室長** この事業が、正式に国から認められましたのが3月に入ってからでございます。宮崎県が採択をされましたということで、現在に至っているところでございます。ほかの県の状況というのは、全く知らされていない状況でございますので、宮崎県独自の取り組みを現在行っているという状況でございます。

**○押川委員** このモデル校あたりもそうなんです。養護教諭の免許を持っていらっしゃる人と一般の先生の割合とか、このモデル校の中の作業部会の先生方の状況というのは、どういう形なんでしょうか。

**○川越特別支援教育室長** モデル校の中の教員の免許状の取得状況までは、把握をしておりますけれども、過去これまで、通級の担当者として、長年従事している者たちが集中しているということで、指定をさせていただいたという経緯がございます。

**○押川委員** 平成5年から、こういう通級事業をされる中で、それぞれ専門性を持った先生方も何人かいらっしゃると思うんですが、異動は、どのような形の中で。せっかく専門性を持っておられる先生方の異動は、同じく3年ぐらいの周期で回るのか、専門性を持っているから5年とか6年で異動されるのか、そこらあたりの状況を教えてください。

**○西田教職員課長** 基本的に、5年を周期に、5年以上が動かす異動対象者になっておりますが、それぞれの市町村教育長等、特別支援の人

事に関しては、かなり皆さん、気になされるような状況でありますので、その辺を加味しながら、必要に応じては、ちょっと長くなったりとかいう形で、今、人事異動を行っているところです。

○押川委員 ありがとうございます。今回のこの通級モデル校については、県内の中でも、やはりそういった障がいを持っている子供さんが、この地域には結構いらっしゃると理解をしてもいいでしょうか。

○川越特別支援教育室長 県内の設置状況並びに障がいの中身についても、室のほうではしっかりと把握をしております。それぞれの地域に十分に普及できるように、この事業を進めさせていただきたいと考えております。

○押川委員 今までもいろいろ支援学校があるわけですが、支援学校と普通の学校での通級での指導のあり方の中で、どちらがいいのか。専門性の中で、そういう支援学校あたりに行ったほうがいいのか、こういう普通学級の中で子供さん方を育てたほうがいいのか、そこらあたりのやり方というのは、その子供さんが、例えば小学校上がるとき、あるいは中学校上がるときに、市町村、学校との連携なり、そういったものはどういう状況でやっていらっしゃるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○川越特別支援教育室長 障がいのある子供さんが学校に就学される際には、まず、市町村の就学指導委員会というところが、しっかりと子供さんの状況を判断いたしているところでございますが、各地域の特別支援学校にも、それぞれチーフコーディネーターあるいはコーディネーターがおりまして、幼稚園、保育所時代から、さまざまな相談を受けております。そういった障がいのある子供さんにつきましては、特別支

援学校も地域のセンター的役割を十分に果たしながら、適切な就学先に進んでいかれるようバックアップをしているところでございます。

○中野委員 普通の学校に特殊学級というのがありますよね。それと特別支援学校とか、あの差はなんですか、教えてください。

○川越特別支援教育室長 一言で申し上げますと、障がいの程度の差でございます。いわゆる一般的に、重度、中度ぐらいの方々は特別支援学校あるいは特別支援学級という、その教室あるいは学校のほうに行っていただくこととなりますけれども、通級による指導の子供さんというのは、比較的軽いお子さんということでございまして、通級による指導に通います。例えば、言語障がいでも正確に発音ができないという子供もさんが、何回か訓練をしまして、正確に発音できるようになりますと、指導の終了というような形で、そこの教室を卒業するといえますか、出ていくということもございまして。そういう比較的軽い、改善が見込まれる子供さんが通級のほうに通われるということでございます。

○中野委員 本当に、そういう障がいのある子供を持たれた親御さんは大変だと思うけれど、普通、親御さんとしては一般教室に入れたいと思うけれど、学校としてはちょっとこっちとかいう最終判断は、学校でするんですか。

○川越特別支援教育室長 学校種別につきましては、市町村教育委員会と保護者の方が十分にお話し合いをしていただきます。この通級による指導とか特別支援学級に関しては、保護者の方と学校長で十分にお話し合いをしていただきまして、双方が納得していただいた上で入級のほうを決めているという状況でございます。

○坂元教育次長（教育振興担当） 一点だけ補足をさせていただきます。

在籍という観点から、一つ御説明、補足をさせていただきますけれども、特別支援学校の子供さんは県立の特別支援学校の在籍になります。特別支援学級の子供さんは、通常の小中学校の中においても、通常の学級の在籍ではなくて、特別支援学級の在籍になります。

今、この御提案している通級の指導は、通常の学級に在籍している子供さんが、週に1回、2回通って通級指導を受けるという形になりますので、在籍は通常の学級にいる、というのは、比較的軽度な子供さんを対象にということなんです。実は、そこのニーズが、今、非常に高まっておりますので、指導力の向上ということで、この事業をやりたいと思っているところがあります。

**○有岡委員** この2ページにあります特別支援教育のコーディネーター、この数は今どれぐらいになっていらっしゃるのでしょうか。

**○川越特別支援教育室長** 特別支援教育コーディネーターは、小学校、中学校、高等学校、そして特別支援学校に必ず1人以上指名することになっておりますので、各学校に最低1人はいるということでございます。

**○有岡委員** トータルで、今、どれぐらいの人数が育っていらっしゃるのかをお尋ねしたいんですが。

**○川越特別支援教育室長** 済みません、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

**○有岡委員** 別の角度から。以前は、中学校にこの通級教室がなかったものですから、最近こういう動きがあったというふうに理解するんですが、例えば、今後は小中の免許を持った先生方のニーズはふえるだろうと想定するんですが、そこら辺の動きはいかがなんでしょうか。

**○川越特別支援教育室長** 中学校のほうの通級

指導教室が最近ふえてきたというお話でございますけれども、通級指導教室の担当教員というものは、特に、特別支援に係る免許状を保有しておかなければならないという規定はございません。ですから、それぞれの先生方が、この特別支援教育に関する指導力を身につけていただく必要がございます。

通級担当になられました先生方には、毎年研修を受けていただくと、あるいは、先ほど次長のほうからありました、それぞれのエリアで行われる研修のほうへ御出席いただきまして、専門性を深めていただくと、そういった取り組みをしているところでございます。

**○有岡委員** 今のお話でいったときに、私が携わる中で、やはりベテランも大事ですし、若い方も大事だと思っておりますが、退職前にここに入られてもなかなか難しいと思っております。そういった意味では、ベテランの方を大事にしながらも、若い方に、特に、大学時代に発達障がいを学んだような先生方、こういった人たちをポイント絞って指導していかないと、なかなか年配の先生方だけでは理解し難いだろうと思っております。若い先生たちに、どんどんこういった知識を広めていくような、ある程度ポイントを絞っていかないといけないのかなと感じているんですが、その点、いかがでしょうか。

**○川越特別支援教育室長** 今回の事業に関しましても、モデル校で幾つかの実践事例をまとめまして、それを全県下に普及するという目的がございます。最終的には、そのモデル校での取り組みが県下一円の通級指導教室に広がりまして、なおかつ通級指導教室に通っている子供さんというのは、先ほどありましたように、通常の学級から通ってこられている子供さんですので、その学級担任と通級の担当者との連携といっ

たものも必要になってまいります。この事業の成果というのは、県下一円、それぞれの通常の学級の先生方のほうにも普及していくもの、そういう狙いを持っておりますので、そのようなところを十分に組み込んでいきたいと思っております。

**○有岡委員** この一番の課題の一つは、先ほどもお話ありました校長先生と親御さんとの理解をし合うと。やっぱり子供さんのその障がいの理解を親御さんがどれぐらいするかというのが大きな課題ですので、この分野でのコーディネーターの役割とか、校長先生の御理解、ここ辺がうまくかみ合わないサポートがしにくくなるという課題があると思っております。ぜひ、学校の経営管理者も、やっぱりこのことを十分理解をして、サポートしていただくことが大事だと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

**○川越特別支援教育室長** ありがとうございます。先ほど御質問のございましたコーディネーターの数をお答えさせていただきたいと思ひます。

小学校が241名、中学校が131名、高等学校が38名、特別支援学校が約40名ということで、合わせて450名程度がコーディネーターとして県下におります。

**○渡辺委員長** 議案に関して、ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○大西財務福利課長** 財務福利課でございます。宮崎県育英資金の訴えの提起につきまして、地方自治法の規定に基づき、御報告いたします。

別冊の平成28年6月定例県議会提出報告書を

お願いいたします。インデックスの別紙3のところ、7ページをお開きください。

宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

育英資金につきましては、貸与者からの返還金で運営していく必要がございます。そのため、返還対策としましてさまざまな取り組みを行っておりますが、その一つとして、平成25年度から、正当な理由もなく滞納するなど督促に応じない貸与者に対しまして、裁判所に支払い督促の申し立てを行っております。

平成27年度は、支払い督促を行い、異議申し立てがありました83名のうち、今年の1月までに訴訟に移行いたしました16名につきましては、さきの2月議会で御報告させていただいたところでございます。

今回は、それ以後、異議申し立てがなされ、知事の専決により、訴えの提起、いわゆる訴訟に移行いたしました残り67名につきまして御報告するものであります。氏名、住所、内容等につきましては、報告書の7ページから14ページに記載しております。また、表の右端に、それぞれの専決年月日を記載しております。

次に、同じ報告書の13ページをお開きください。

右から2列目の氏名の欄の上から4段目の濱田竜太氏につきましては、滞納となっていました貸し付け金等が全額返還されたため、先月5月27日付で訴えを取り下げしております。

説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** 報告事項に関する説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

**○中野委員** 今の滞納者というかな、金額は出したらいかんのでしょうか。金額は、ここには



書けんわけですか。

○大西財務福利課長 金額は、もちろん私ども持っておりますけれど、ここには表記させていただいておりません。

○中野委員 一番高額で、どれぐらいですか。

○大西財務福利課長 一番高額な方が82万8,000円でございます。

○中野委員 その金額というのは、教育委員会の判断で書いてないというだけですか。別に、法的にプライバシーとか、情報開示とか、そういう話じゃないですよ。そこの書いてない事由。

○大西財務福利課長 前の5ページの県営住宅の管理上、同様な訴えの専決報告があるんですけども、ここでも金額を示していないものですから、その件については確認させてください。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

○緒嶋委員 結果として、訴えた後、今までの経験から言えば、こういう訴えをした人は、償還は大体うまくいくわけですか。

○大西財務福利課長 最終的に、この裁判に移行したと御報告させていただいておりますが、3段階ございます。最初に、まず2年以上滞納が滞ってしまして、なかなか返還に応じてくれなかった方々に対して、まず予告をいたします。支払い督促の申し立てをしますよという、この人たちが大体813件ございました。このうち692件の方々から反応がありまして、返しますとか、分割協議をさせていただきますとか。そこで返ってきた金額が7,400万ほどです。その分割協議とか、返事がなかった方々が大体121件ございまして、その方々に対して、裁判所に支払い督促申し立てを行いました。

この支払い督促申し立てと申しますのは、裁判所がこちらの申し立てをよしと認めたら、債

務者にこういう申し立てが来てますよという通知をするんですけれども、その通知が行って、「じゃ、認めます」と、「払います」とか、「分割協議します」と言った方々が80件ほどございます。それでも、なおかつ無視したというか、協議に応じなかった方が41件ということで、結局、今回、予告をしたときの滞納額が1億9,700万ほどなんですけれども、そのうち、現在のところ7,400万ほどが返還が進んでいると。そのほか、いわゆる分割協議を、今、順次やっておりますので、今まで全くナシのつぶてだったものが、ある程度、今後道筋ができてきているのかなというところでございます。

○緒嶋委員 1億9,700万が、この7,400万は滞納額が減ったということで理解していいわけですか。こういう訴えを起し始めたのは、いつからですか。

○大西財務福利課長 平成25年度からでございます。

○緒嶋委員 であれば、大分この滞納は、目に見えて減るんですね。裁判起こされれば、やっぱり皆さん、精神的に……。

○大西財務福利課長 今回、かなりまとまった件数を起こしたのは、昨年度が初めてでございます。効果が出ているんじゃないかと思っております。お金を返していただくのが、その年に当たり前のように返していただくものと、それから、今まで滞っている滞納額、2つあるんですけれども、この滞納額の返還率が今まで悪うございました。26年から29%ぐらいしか返ってきてなかったんですけれど、今回こういう取り組みをしまして40%を超えましたので、10ポイント以上返還率が、そこの一番厳しい部分が上がったということで、効果は上がっているんじゃないかと思っております。

○緒嶋委員 これ、滞納があれば貸付金の返還請求を裁判所を通じてやりますということまで、最初に貸し付けるときにやっておけば、大分違うと思うんです。今までそれがなかったから、滞納しても何とか、そうまで督促はないだろうぐらい思っておった人はかなり多かったと思うんです。

しかし、今度は、こういうことをやれば、やっぱり相当減ることは間違いないだろうと思うし、これを原資にして、また新たに貸し付けるわけだから、それがうまくリンクされないといかんわけですね。

そういう意味では、今まで、そういうのを平成25年まではやらなかったということに、ある意味では問題があったような気もせんでもないわけです。だから、今が一番重要なときかなと思うので、金が払えなくて仕方がないという人もおるだろうけれど、遅延の理由が当然あれば、それは遅延してもやむを得んわけだけれど、やっぱり償還するというのは、これは一つの人間の道徳であるわけで、借りたものは払わないかんというのは当たり前のことです。

そういうことからすれば、やはりこの広報というのは当然進めて、できるだけ順調に返還ができるように。返還せんでいいような奨学資金が一番いいんだけど、それはなかなか今の財政状況では難しいから、これはやむを得んだろうと思います。事務担当は大変だろうと思いますが、ぜひ、これは、積極的に進めるということは重要だと思いますので、頑張ってください。

○高橋委員 関連です。件数の確認。先ほど報告いただきましたけれど、813件からスタートをしていますよね。今回67件の訴えをして、1人は返還済みだから66件になるんでしょうけれど、

最終的に41件が応じないとおっしゃったんですけど、その辺の整合性を教えてください。

○大西財務福利課長 少しわかりにくいんですけども、件数と訴えた人の数は違います。なぜかといいますと、借りた本人と保証人の方がいらっしゃいますので、実際に813件、最終予告したんですけども、これに関係される方は2,381人いらっしゃいます。

そういう形で、その件数で、先ほど説明させていただいたもんですから、ここの報告は人数で言ってるもんですから、若干件数と人数が合わないところがございます。

○中野委員 今、結局、保証人と本人に同時に出してるといことですか。

○大西財務福利課長 保証人の方と本人の方に、一応予告をさせていただいております。

○中野委員 それと、この41件、ここに、名簿に書いてあるトータル金額は何ぼですか。

それと、この手続は、教育委員会で独自でおられるのか、弁護士とかそういうのを立てているんですか。

○大西財務福利課長 先ほどの41件の金額なんですけれども、1,109万7,700円でございます。

それから、その後の裁判の手続をするときには、\*弁護士の方をお願いしております。

○中野委員 費用は、こっちの負担になるわけですか。

○大西財務福利課長 1人1万円程度の費用を\*弁護士さんにお支払いしております。

○中野委員 そのもとは、未払いの人からもらうわけじゃないんでしょ。こっちの経費で出すわけでしょう。

○大西財務福利課長 弁護士じゃなくて、済みません、司法書士でございました。

※このページ右段に訂正発言あり

1万円につきましては、県の負担になっております。

○有岡委員 12ページにあります清家さんという方がお二人、同じ方ようですが、こういったケースは、どういう場合に出てくるのかと、もう一点、この貸付金には延滞金制度というのがあるのかどうか、そこら辺教えてください。

○大西財務福利課長 清家さんの名前が2回出てくるということなんですけれども、こういうケースが、この中で2ケースぐらいあります。要は、御兄弟でお借りされて、親御さんが両方とも保証人になっているケースでございます。

それから、延滞金ですけれども、延滞金につきましては、年利7.6%でございます。

○渡辺委員長 1問だけいいですか。

今の関連で、一番額の高かった82万8,000円のうち、そのうち延滞金の部分が幾ら分あるのか。原資といいますか、もともと借りたものと、延滞金がどれだけついているかと、後でも結構でするので、教えていただきたいと思えます。

○大西財務福利課長 先ほど申しました金額は元金でございます。延滞金は、返してもらわないと確定しないものですから、とりあえず元金だけをお示しさせていただいております。

○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西財務福利課長 先ほど御質問がございました、この報告書の中に金額が入っていないかということなんですけれども、財政課と協議の上、県営住宅の例にのっとって、今回もお示ししていないということでございます。

○渡辺委員長 よろしいですね。

それでは、午前中の質疑はここまでとしまして、午後1時再開とし、その他報告事項に関する

説明から始めますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩します。

正午休憩

---

午後0時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

午前中に続きまして、その他報告事項に関する説明を求めます。

○金子学校支援監 学校政策課です。資料4ページをお開きください。

その他の報告事項、検定申請中の教科書閲覧について御説明いたします。

まず、1の背景についてであります。

公立小・中学校の教科書は、4年に一度、採択がえがあり、その1年前に、国は、教科書会社が作成した教科書の検定を実施いたします。

表の左端にある小学校の欄をごらんください。

小学校の教科書は、平成21年度に検定が行われて、22年度には、検定済みの教科書の中から、市町村教育委員会が採択をし、23年度から採択した教科書を使い始めます。

4年後の平成25年度には、再び国の検定が行われます。この検定中に、国は教科書会社に対して、申請している教科書を外部の者に見せることを禁止しております。

ところが、昨年度に、ある教科書会社が、この規定に抵触し、検定申請中の教科書を教職員等に関覧させ、その対価として、謝礼等を渡したという事案が発覚いたしました。

それを受けて、国は、全ての教科書会社に対して、自己点検及び検証を指示し、さらに、各都道府県に対しても、その結果をもとに、検定申請中の教科書を閲覧した教職員等について、事実確認をするよう指示が出されました。

次に、2の本県の状況についてであります。

ことし2月の第1次調査では、4社の教科書を閲覧したとされる35名の教職員等に対して、事実確認のための聞き取りを実施いたしました。その結果、35名中11名が、専門調査員や専門委員を務めていることがわかりました。

下の図、公立小・中学校で使用する教科書採択についてをごらんください。

この左下に専門調査員、右下に専門委員とありますが、これらは、校長や教頭、教諭で構成されています。

左側の専門調査員は、県の教科用図書選定審議会のもと、各教科用図書の特徴をまとめた調査研究資料を作成し、その資料は、県を通じて、右の教科用図書採択地区協議会へ提供されます。

また、右側の専門委員は、県内6地区の採択地区協議会のもと、各地域の特色や児童生徒の実態等を考慮した調査研究資料を作成し、提出された資料は、参考資料として活用されることとなります。

なお、教科書の採択を決定するのは、この採択地区協議会であり、委員は、各市町村の教育長、教育委員、保護者代表等で構成されます。教諭等はこの委員にはなれません。

したがって、専門調査員や専門委員は、直接、教科書の採択に影響を及ぼす立場にはありませんが、調査研究資料を作成するという点からは、採択に全く関与してないとは言いきれません。

そこで、専門調査員や専門委員を務めた事例——11名ですが——については、採択への影響の有無を確認するため、調査研究資料や議事録を精査いたしました。

その結果、閲覧した教科書が有利となる記述は認められず、採択への影響はないと判断いた

しました。

右側の資料、5ページをごらんください。

その調査結果の概要をまとめたのが、(2)の表であります。

アの教科書閲覧の事実を確認できたのが35名で、イの金品等対価の受け取りを確認できた人数ですが、3月に御報告させていただいた時点では32名でしたが、受け取ったかどうか曖昧だった1名が返金を済ませたことを確認できましたので、今回1名増の33名で出させていただきました。

先ほどのエ、教科書の調査研究資料を作成する専門委員等を務めた者は11名となります。

さらに、上のイ、第2次調査ですが、採択地区の専門委員を務めた者が、勤務する採択地区において、前回の発行者から、該当者が閲覧した教科書に変更になって採択された例が2例ありました。

この場合、当然、採択への影響が疑われますので、4名の有識者や保護者の代表の方に、調査研究資料や議事録をもとに、採択への影響の有無について、再度調査をしていただきました。

その結果、3の教科書採択への影響にありますように、第2次調査でも採択への影響はないという判断をいただきました。

最後に、4の今回の事案に係る該当職員に対する措置についてですが、教科書採択への影響はなかったものの、検定中の教科書を閲覧し、教科書会社から謝礼を受け取ったということは、保護者や県民からの疑念を招き、教育行政への信頼を損ねる行為であると言えることから、退職者3名を除いて、当時、管理職の立場にあった6名を文書訓告、その他の26名を口頭訓告いたしました。

教科書については以上であります。

続きまして、6ページをお開きください。学力向上対策について説明させていただきます。

1の学力向上対策の方針ですが、昨年度、さまざまな御指導をいただき、それらを生かしながら、本年度新たにスタートした「子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業」の取り組みを中心に御説明いたします。

本県児童生徒の学力の実態把握・分析に基づき、県と市町村が一体となり、児童生徒一人一人が「分かる！できる！」授業が展開されるよう、教職員の意識改革や学校への支援・指導体制の整備を図り、学力の確実な向上を目指すものであります。

その具現化のために、枠で囲んだ3つの柱で取り組みます。

1、教職員の意識改革の推進、2、市町村との連携強化の推進、3、学力について確実な実態把握と分析及び情報提供の推進であります。

次に、2の取組状況について説明いたします。

1つ目の柱、(1)の教職員の意識改革の推進ですが、まず、①は、県教育委員会の市町村支援チームを新設し、重点支援校に対して、学校訪問による支援を行うものであります。学校政策課、教育研修センター、教育事務所の指導主事で4から6名のチームを編成し、市町村ごとに担当を決めて、各学校の課題やニーズに応じた学校支援を1年間継続してまいります。

下のこれまでの流れをごらんください。

昨年度中に、市町村教育委員会への説明をし、重点支援校の希望調査を実施しました。4月当初には、各市町村教委と協議の上で、22市町村から63の小中学校を重点支援校として選定しました。

4月14日に、県と市町村とで具体的な支援について協議を行った後、4月下旬から重点支援

校を訪問して、管理職とミーティングを行い、5月には、市町村支援チームによる重点支援校への支援訪問をスタートしたところであります。

次に、7ページの②授業改善のための共通のチェックポイントの周知・徹底についてですが、恐れ入ります、先に8ページの別紙をごらんください。横向きになります。

県や市町村の教育委員会及び全ての学校が、同じ視点で授業改善に取り組むために、昨年度、この授業改善のkeyword「分かる！できる！」まで教えよう！を設定しました。左側は個々の教師が、右側は学校として、取り組むべきポイントを4点に絞って、徹底を図っていくものであります。

7ページへお戻りください。

②の2つ目の丸にありますように、昨年度中に、管理職や関係職員に対して、このチェックポイントに沿った授業改善の徹底について周知をしてきました。本年4月にも、各市町村教育委員会や校長へ再度周知をするとともに、全ての指導主事を対象に、共通のチェックポイントに関する研修を実施し、一貫性のある指導を推進しております。

その下、③各教科の学力向上を図るための「学力アッププロジェクトチーム」の新設についてであります。

各教科を担当する指導主事と各教科のリーダー的役割を果たす教諭等でプロジェクトチームを編成し、次の内容に示したみやざき小中学校学習状況調査の問題作成や分析、あるいは研修会の充実など、各教科のレベルアップにつながる取り組みを進めます。

次に、2つ目の柱、(2)の市町村との連携強化の推進についてですが、4月当初、①の市町村教育長において、本年度の取り組みについて

説明をし、御理解をいただきました。

また、本年度新たに、市町村教委や県教委、校長会の代表者で構成します②の「県・市町村連絡協議会」を新設し、本県の学力の状況や今後の対策など、共通理解を深め、義務教育全体の連携を強化していきます。

最後に、3つ目の柱、(3)の学力について確実な実態把握と分析及び情報提供の推進についてであります。

①平成29年度から、みやざき小中学校学習状況調査の対象に、小学校4年生と中学校1年生を新たに加え、小4から中3までの6年間の学力の定着状況について、継続的に把握できるようにします。

現在、平成29年度の問題の検討を始めるとともに、各学校の分析力を高めるために、②にあります新たな集計システムと学力分析プログラムの開発を進めているところであります。

特に、分析につきましては、③の宮崎大学との共同研究の検討にも入ったところでございます。

本年度は、昨年度の反省に立ち、県教委と市町村教育委員会が一体となって、積極的に学校へ出向き、直接指導する機会をふやすなど、実効性のある学力向上対策に全力で取り組んでまいり所存でございます。

説明は以上でございます。

**○古木スポーツ振興課長** スポーツ振興課でございます。引き続き、常任委員会資料の9ページをごらんください。

2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備について御説明いたします。

まず、1の県有スポーツ施設の現状と課題についてであります。

(1) 現状につきましては、表に示しており

ますとおり、多くの施設が昭和54年の宮崎国体前に整備されたものであります。

そのため、(2) 課題としましては、①に記載のとおり、いずれの施設も老朽化が進んでおり、陸上競技場や水泳場は、国体の施設基準に適合していないこと、また、②に記載のとおり、県体育館は空調施設がないため、夏場は選手や観客の熱中症が懸念されるなど、安全性の確保等が困難な状況にあり、2巡目国体の開催に向け、施設の建てかえ、改修等が必要であると考えております。さらに、③にありますように、県総合運動公園の津波対策も課題となっております。

次に、2の施設整備における検討の視点(案)をごらんください。

施設整備につきましては、こうした課題を踏まえ、4つの視点から検討することとしております。

1点目は、競技の円滑な実施やユニバーサルデザインなどの機能性、2点目は、国体終了後も本県の地域振興の中核的な施設として活用するための将来の活用、3点目は、地震や津波等の災害を想定し、安心して利用いただくための安全性、4点目は、建設費などを最小限に抑えるための経済性であります。

続きまして、10ページをごらんください。

3の検討方法についてであります。庁内検討会議や業務委託による調査研究、また、市町村や競技団体等との協議等を随時行いながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、4の今後の主なスケジュール(案)をごらんください。

スケジュールと検討内容等を表に示しておりますが、まず、県内のスポーツ施設について、競技の実施に必要な施設の機能等を踏まえ、現状と課題を整理することにしております。その

上で、改築が必要な県有施設の絞り込みを行い、整備する場所やその手法など、選定に関する考え方を整理し、12月までに施設整備方針案の中間まとめを行い、来年3月までに基本構想案をまとめたいと考えております。

なお、現在、国体準備スタートアップ事業において、県有主要体育施設の現況や機能、整備候補地等に係る調査を始めたところであり、調査の経過や結果等につきましては、適宜報告させていただきながら、スケジュール感を持って進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。その他報告事項についての説明が終了しました。

質疑がございましたら、お願いいたします。

**○中野委員** 4ページの教科書選定です。例えば4冊、5冊、国が決めたものの中でどれがいかを選ぶ場合に、項目ごとに、A社はこう書いてある、B社はこう書いてある、C社はこう書いてあるとか、そういう会社ごとに、何かそういう教育委員会かどこかがまとめた資料というのがあるんですか。

私は、一冊一冊読んで、その選定委員がどうやって決めるのかというのが、まだ不思議でたまらんのだけれど、ある程度、いろいろ項目について書いてあるとか、そういう整理したようなものがあるのかどうか。

**○金子学校支援監** ここにあります専門調査員は、3日間、4日間程度使いまして、教科書の隅々までを点検していきます。それで、その中で特徴的なところをまとめるのが、この調査員の役割なんですけれど、場合によりましては、同じ項目はどういうふうに表現されているかも調べるところまで徹底してやるのが、この調査員の役割になります。

**○中野委員** 最終的に決めるときには、投票とか、どうやって決めるわけですか。

**○金子学校支援監** 左側の専門調査員は資料を作成するだけです。右側の専門委員が同じように、それぞれの地区の採択地区協議会用の資料をつくります。このときには、その採択地区の子供たちの実態とか、地域の特性とか、いろいろなものを考慮して資料をつくるんですが、最終的には、個々の教科用図書採択地区協議会の各地区ごとの代表によって選ばれます。このときに、争点となるのが、各地区の実態とか、子供たちの様子で、どの教科書が適しているかというのを選んでいくという基準になると思います。

**○中野委員** 例えば日本の歴史とか、個々の地域の特色とか書いてあるけれど、数学なんか選定するときに、地域の特色というのはどういう関連が出てくるんですか。

**○金子学校支援監** 数学の場合には、余りその地域の特性とか、内容的なものは含まれないかもしれませんが、子供たちの学習の実態とか、学力とかの様子で、取り組みやすいものとか、その地域に合っているものというような形で選ばれます。

例えば、社会科などの場合には、その地域とか、宮崎県の内容を取り上げているものがあつたりとか、地域の実態に合っていると、そういったもので決まったりすることもあると思います。

**○中野委員** 地域の特色というのは、教科書に別に宮崎県の実態とかあるわけじゃないですか。だから、地域の生徒に合わせたというのが、例えば、全国テストの程度が平均以上とか以下とか、その説明の仕方が、私はよくわかりません。科目のうち、地域の特色に関連するのが何科目あるんですか。

だから、その生徒に合わせてということは、

生徒のグレード、理解度がいいところとか、悪いところは悪いところに合わせて教科書を選ぶとか、そういうふう聞こえてくるわけです。

○金子学校支援監 子供たちの実態を、とにかく、それぞれの地区で研究をしまして、例えば練習問題がたくさん入っている教科書が向いているとか、あるいは、図示する資料が多いとか、そういった教科書の特徴で選ぶようなケースが多いと思います。

○中野委員 だから、それを子供たちの実態に合わせるというのがよくわからんわけ。理解度が低いから、もうちょっとわかりやすいものとか、そこ辺が私はよく理解できんのですね。

○金子学校支援監 基本的に、教科書は検定に通ったものが上がってきますので、ある一定基準は満たされていると思うんですが、その中で、例えば練習問題が多い教科書が自分のところの地域には向いているだろうとか、あるいは、そういう説明資料みたいなものがたくさん入っているとか、定着のための問題が多いとか、特色がそれぞれの教科書にありますので、そういったもので選ぶ基準がちょっと変わってくると思います。

○中野委員 前、秋田県で使っている教科書と宮崎で使っている教科書を、いろいろ比較してもらったら、秋田県では扱っているけれど、うちの県で扱っていない教科書とかあったんですよ。私は、どっちがどっちというのは言えんけれど、そこ辺も含めてどうなのかなと。そういうことで、教科書の選定そのものがよくわからんという話です。

それと、6ページ。この学力向上対策の方針。教育長、私は、教育長の今度の議会の答弁を聞いていたら、「確かな学力ということは学力向上だ」と。確かな学力という、答弁したですよ。

そこだけ覚えている。確かな学力とはどういう意味か。ちょっとまいぐあいに言ったなと思って、ようわからんとやけれど。

○四本教育長 確実に身につくといいますが、そういうニュアンスの言葉であると思います。

○金子学校支援監 今回の学習指導要領などに、確かな学力というのがしばしば出てくるんですが、学校のほうに指導する際には、基礎的・基本的なこととか、あるいは思考力、判断力、表現力のような、基礎・基本を使って活用するような力、それに主体的に取り組む態度、こういったもので確かな学力というような形で押さえられております。

○中野委員 教育長、そういうことらしいですよ。

それと、6ページ。私はここがわからんです。3月上旬、市町村支援チームによる重点支援校。教育委員会は、何々指定校とか、そういうのが好きなんですよ。これは、市町村教育の重点支援校の希望調査ということじゃないですか。この意味がわからん。今の宮崎県の学力、平均ということは、全国平均を上回った学校もあるわけなんです。希望調査をとるというのは、ますます点数のいい学校は出てくるし、この意味は何ですか。要は教育委員会としては、平均点以上、以下というのを把握しておるわけでしょう。そういうところを重点的に指導するというのは、希望調査をするってどういう意味ですか。平均以下のところは希望を上げんかったら、どうなるんですか。

○金子学校支援監 希望調査の実施は、市町村の教育委員会と協議をいたしまして、行いました。この際、基本となるのは、学力向上が課題となるような学校ということで、それぞれの市町村でなかなか取り組んではいるんだけど成



果が上がらない学校とか、ここ数年低迷しているという、そういう学校を中心に、市町村が推薦していただいているのが現状です。

○中野委員 希望調査じゃなくて、もうちょっとはっきり書いたらいいじゃないですか。説明を聞けばわかるけれど、普通は、これじゃわからんよね。

○金子学校支援監 全ての学校が成果が上がっていない学校ではなくて、新たに学力向上対策として、いろんなものに取り組みたいという学校も含まれておりますので、これにつきましては、市町村と協議をしまして、どこの学校を希望するかというような形で出させていただきました。

なお、これにつきましては、一応1年間で終わりますので、次の年は、また別の学校を推薦していただくような形になります。そういうような形で、課題のある学校を優先的に改善していくのが、この重点支援校の狙いです。

○中野委員 わかりました。それやったら、希望調査をとる必要はないわな。

○緒嶋委員 市町村の教育委員会の体制というのか、それがいろいろ格差があるというといかんけれど、やっぱりそのあたりが、その市町村の学校の学力にも相当影響が出るんじゃないかということ、私はいつも気にしていたわけです。

そういう点では、今度の支援校というのは、22市町村でありますけれども、私は、全市町村でこういうのが程度出てくるのかなと思ったけれど、これが出てこなかったところは、どういう理由で出てこなかったんですか。

○金子学校支援監 4つの町村が含まれておりません。これにつきましては、それぞれの町村が独自に、実は、学校支援の計画でもう既に進

めている市町村ということで、今回は含まれていませんでした。県北の学校が多いんですけれど、既に北部の教育事務所と同じような支援体制をつくっているというような地域です。

○緒嶋委員 では、県が重点支援校を決定するよりも、4市町村は前に前進しておるといことですか。あるいは、それだけ自主的に学力向上に取り組んでおる市町村というふうに理解したほうがいいわけですか。

○金子学校支援監 委員がおっしゃったとおりです。そういう形で、先進的にもう取り組んでおられるところです。

○緒嶋委員 であれば、ある意味では、重点支援校がゼロになったほうがいいわけですね。まだ、そこまでいってないということは、やはり努力してもらわないといかん市町村が22あるということですか。

○金子学校支援監 ある一定レベル、平均よりも上の市町村もあるわけなんですけれど、その中にも厳しい学校があったりとか、あるいは、新たに学力向上に取り組みたいという学校がありますので、そういう学校を60校程度、毎年かえながら取り組んでいきたいと考えています。

○緒嶋委員 それと、私たちは、どの学校がどれぐらいの学力で、全国平均以上か以下かというのは、詳細にはわからんわけですが、各市町村の教育委員会は、隣の学校の、県下の別の市町村の学力というのは、大体わかっておるわけですか。

例えば、高千穂町の教育長は、五ヶ瀬町の学校の学力がどのくらいあるかとかいうことは理解しておるわけですか。それは、皆さん方がもう教えておるわけですか。

○金子学校支援監 自分のところ以外の市町村については、御存じではありません。

ただ、いろんな公表を、例えばグラフにしたとか、いろんな課題等を並べたりしているような公表の仕方をしている市町村がありますので、そういうのでおよその感じは把握していると思います。

**○緒嶋委員** やっぱり、ある程度、ほかの町村の学力を、我々が知らなくても、教育の担当であるその市町村は、隣の町村がどれぐらいの学力があるかという、そういうお互い競争意識がないと、学力というのは、なかなか伸びないんじゃないかと。隣の町村に劣ってちゃいかんと、我が町は頑張らにゃいかんと、教育委員会が思いながら努力することを切磋琢磨というか、そういうことで学力が向上すると思うんです。それが、隣はどうかわからん、私のところは、もうこのくらいでいいじゃろうという。

ライバル的な、ある意味では競争的な物の見方というのをやることによって、私は、学力向上に積極的に市町村が取り組むんじゃないかなという気がしてならんのですが。

それが、全然、隣の町村の学力がどうもわからんというのでは、本当に学力がそれをつくのかなという気がするんです。隣の町村の学力を教えんというか、それは示しちゃいかんという決まりがあるわけですか。県によっては、学力を皆公表しようと言う知事さんもおるわけですが、けれども。

**○金子学校支援監** 市町村の状況とか、各学校の状況につきましては、それぞれの市町村の教育委員会が認めてないところについては、公表はできないことになっております。

それで、各市町村につきましては、県全体の状況の中でどういう位置にあるかについてはお示ししております。例えば、県の平均よりもやや低いということで、何とか県の平均に上げた

いと、もっと高い市町村の地域があるということで取り組んでいるところもあると思います。

そういうことで、それぞれ県の平均を上回るような学力をつけてほしいということで、県としては、各市町村にお願いをしているところです。

**○緒嶋委員** 県教委は一生懸命やっておられるけれども、問題は義務教育、学校であれば、市町村の取り組みというか、それがいかに熱心にやるかと。市町村が自己満足に陥って、これでいいんだと思えば、伸びしろはないわけです。やっぱり、隣はまだ頑張るとるっちゃと、我がところはまだ頑張らないといかんという、その競争意識というか、そういうものがないと、自分のところが隣よりもちょっといいとか悪いとかいうのが、微妙にわからん中では、本当に学力がつくとかどうかというのが気になるわけです。

だから、教職員の意識改革の推進とか、連携強化とか何とか、これは書いてあることは皆いいんだけど、みんなが連携するためには、やはり、それぞれ町村の学力がどれくらいかというのを、みんなが認識しないでは、ちょっと劣っておりますから頑張ってくださいというくらいのことでは、その連携強化とかができるのかなという気がするんです。

**○金子学校支援監** 県内の各市町村、26市町村の相対的な分布というか、それについては各市町村にはお示ししてしまして、大体自分のところの市町村は、この位置にありますというようなことでは示しております。そして、平均点について、どの教科がどれだけいいとか悪いとか、そういったものの資料もありますので、状況としてはつかめるんじゃないかと思います。

**○緒嶋委員** 隣の町村の学力がどれくらいかと

いうのを、正式に、数値的には公表しなくてもわかっておるといことですか。

○金子学校支援監 26市町村の、おおよそ自分のところは、こちら辺に位置しているなというのはわかるということですか。

○緒嶋委員 競争だけが教育じゃないということで、わからんでもないけれど、市町村によって、教育長が、学力向上に熱意のあるところと、もうちょっと頑張ってもらわないといかんといい教育長も、私はおられるんじゃないかと思った。県教委は直接わかっておるんだから、あなたのところの学力は隣よりも劣っているよということをはっきり言うぐらいのことはできんわけですか。

○金子学校支援監 昨年度も、市町村との連携というのを強く、要望されたということで聞いておるんですが、昨年からは、各市町村のほうに直接行きまして、教育長さん方とお話をしたりして、あるいは実際に、その市町村のデータなども持ち込んで、こういうところに課題がありますねとか、こういう改善をしていったらいいんじゃないでしょうかとか、あるいは、その市町村内の校長さんたちとも話をさせていただいて、そういう具体的な対策をとっていくような取り組みを昨年度末から進めております。

ことしは、それを制度化するような形で、市町村支援チームという形で、県の指導主事等がチームをつくって出てまいりますので、そこが直接、その地域の課題解決に取り組んでいくこととなります。

○緒嶋委員 いずれにしても、県教委の皆さん方は、本当に一生懸命やっておられると思うんです。やはり市町村の教育委員会がしっかりすれば、先生のいろいろな不祥事でも、問題はそうはないと思っている。県教委がどんなに笛吹

けど、下がそれを認識しなければ、もうどうにもならんと。

だから、市町村の教育委員会が徹底的に各学校を指導するような体制に持っていけないと。市町村の教育委員会の責任を強く、県教委は、義務教育の場合はやはり徹底してやるべきだと思う。そういう中で、学力なんかもつくと思うんです。市町村教育委員会の充実というのは、私は一番重要だと思っており、この取り組みは、大変いいと思いますので、見守っていきますけれども、ぜひ、連携強化して、県教委は、1言えば市町村は10ぐらい、それを認識してやるというぐらいの体制を、連携強化をぜひやってもらいたい。

それと、もう一つ。この前、熊本地震があったので、一部の学校で学力テストができない地域があったですね。あの学校は、どういうふうになったわけですか。

○金子学校支援監 中学校7校に、問題が到着しないということが前日にわかりまして、この学校については試験ができないということになりました。

それで、各学校のほうに調査をかけまして、中止はしたんですが、後日、試験を改めてやりたいという学校が2校ありました。それについては、実施をしていただきました。

ただし、もう、次の朝の新聞には結果等も出ておりまして、やっても余り意味がないとかいうような理由で、残りの5校については、実施を取りやめました。

なお、この結果については、個人の結果はそれぞれに渡されるということになっておりますが、学校としては、全体のほうには含まれないということで連絡を聞いております。

○緒嶋委員 それこそ想定外であったので、こ

れはもうやむを得なかったかなと思うんですけども、やっぱり何らかの形で試験をするということは、重要なことだと思いますので、そこ辺は、今後、うまく対応してほしいなということを希望しておきます。

それから、重点支援校は、ことし1年だということでもありますけれど、結果を見ながら、課題もまた出てくるだろうと思うんです。そこ辺をいかに、次の支援校の中で生かしていくかというのが一番重要だと思うんですが、いろいろプロジェクトチームをつくってやるということでもありますので、次につなげるシステムというか、それは考えておられるわけですか。

○金子学校支援監 重点支援校自体は、チームで取り組みますので、みんなで情報交換しながら、市町村と県、それから学校が一体となって進めてまいります。

また、それを報告する会が、今度、学力向上推進委員会というような形で、集まって協議をする会がありますので、そこでまた持ち寄って、いろいろな課題とか、あるいはいい取り組みを紹介していただいたりするような機会につながると思います。

○中野委員 前回、町長ぐらいまで、しっかり学力調査分析した結果は送ったらどうかと言ったら、送りますよという話やったですよ。

○金子学校支援監 これにつきましては、市町村の合意が得られましたら公表ができるということで、報告をさせていただいていると思います。

○中野委員 こういう結果は市町村に要りますか、要りませんかと聞いて送ればいいのかとやね。その合意というのは、どこの合意。

○金子学校支援監 市町村教育委員会のほうが、そういう公表というか、そういったものを認め

た場合にできるということです。

○中野委員 認めた場合なら、今は、それはどうなってるんですか。

○金子学校支援監 現在は、そういう公表を認めている市町村はございません。

○中野委員 公表というのは、その市町村長にそういう結果表を送るということも教育委員会の合意が要るということ。

○金子学校支援監 そういうことになります。

○中野委員 それは、どこで決まってるんですか。

○金子学校支援監 昨年度、文部科学省に確認をいたしまして、そういう回答をいただいております。

○中野委員 文科省がそう言うたら、仕方ないけれど、町村長がくれて言った場合は、それは、やってもいいわけでしょう。

○金子学校支援監 それぞれの市町村の教育委員会のほうで、何らか首長さんにお伝えすることはあるかもしれません。

ただ、正式な公表というような形で、県の方からお示しすることは難しいということになります。

○中野委員 例えば、今回、教育長の指名というのかな、任命は首長になったですよ。それから、そういう中身は、何も変わってないわけですか。

○金子学校支援監 今の件については、変わっておりません。

○中野委員 わかりました。

それで、私はこれを見ておって、いろんなプロジェクトとか何とかできるけれど、校長というのは何のためにおるんですか。校長の「こ」の字も出てない。県の教育委員会と市町村の教育委員会でも、指揮命令系統は極端に言うとな

いわけで、1万人もおる先生たちを、教育委員会が頑張っても、これは大変やと。やっぱりもうちょっと校長の責任というか、校長の位置づけというのを明確にせんとね。何のため、管理職手当をもらって、2人教頭がおって。

○金子学校支援監 学力向上に関する取り組みは、一番は、委員がおっしゃいましたように、校長だと思います。そういう意味で、校長のリーダーシップとかマネジメントについては、やはり一番大事なものだと考えています。

それで、昨年も研修等を実施したんですが、ことしの新規事業の中にも、校長会の代表者に入ってくださいまして、学校長としての取り組みについてお願いをしております。

また、ことし4月にありました校長会の折にも、この学力向上に関する取り組みの説明をさせていただいて、各学校の中心的な牽引者となっただくようにお願いをしたところです。

○中野委員 校長先生に、一々そういう説明をせんとわからんような校長先生はだめなんよ。そんな人を任命しとったらだめなんよ。やっぱり全体の学力を見て、自分の学校は頑張ろうというぐらいの気迫のある校長先生を選ばんと。教育委員会がお願いしてます、そんな話じゃ、校長先生の意味がないわな。もうちょっと教育委員会としてスタンスを明確に、やるべきじゃないかと。人事異動権は教育長が持つとるわけやから。

○金子学校支援監 今回の市町村支援チームの際も、まずは、校長先生とそういうミーティングをしまして、どういう形で学力向上を果たしていくかというのを一番重視して、校長さんと同じ歩調で教育委員会が取り組むような体制をつくっております。

○中野委員 自分とこの生徒というのは、校長

先生が責任持って教育せんといかんわけやから。校長先生としては、自分とこの学校がどういう位置づけにあって、どんな内容になっているぐらいは、逆に校長から聞き取るぐらいないと。一緒にいってミーティングしてますなんて、校長の責任はどうですか。もうちょっと校長の責任を明確にせんとだめですよ。教頭も、しっかり。

○押川委員 緒嶋委員の関連であります、やはり市町村の学力の底上げというのに対して、こういう取り組みをされるということで、すばらしいことだと思います。

その中で、新設で学力アッププロジェクトということをして今回されるわけですが、このことが、学力を上げるための指導主事であったり、教諭の先生方ということになってくるんですが、この方々が、この22の市町村の中で、例えば各学校ごとに入ってこられて、こういう学力アップのための取り組みをされるということで理解してもいいんですか。

○金子学校支援監 まず、各学校に入っていくのは、市町村支援チームのほうになります。

4名から6名程度の指導主事がグループをつくりまして、担当する地域を決めまして、その学校に1年間継続して入っていきます。今までは1回で終わらせていたのが、3回程度は行くことになりますので、最初の段階から最後の見届けまで、実際に学校に出向いて指導をして成果を上げていきたいと考えています。

○押川委員 ありがとうございます。その支援チームの皆さん方が、その学校の指導主事あるいは教諭の皆さん方にも指導をされながら、アップをされるということで、今回が新設ということの取り組みですね。

その中で、今、中野委員からも出たんですが、

各学校の校長先生は、それぞれの先生方のヘッドですから、各学校の学力というのは、頭の中には入っていらっしゃるのかなと思うんです。

だから、学校ごとに、やられるわけですから、校長先生が、やはりこういう人方に、うちの学校ではこういうものが足りないからお願いするよというものがあるかないかということだろうと思うんです。それをどうなのかということで、私もちょっと聞きたいと思うんですが、そういうことがあるのであれば、それははっきり言われたほうが、すっきり流れとしてはいいのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

**○金子学校支援監** 済みません、説明がよくなくて、おかしいことになってしまいましたが。

実際に、今ミーティングをするというのは、各学校の課題となるものをしっかり聞いて、その学校が目指すものを何とか実現するために、指導主事も支援を重ねていくというように考えております。だから、各学校の校長先生方は、それぞれ自分の学校の課題とかあるいは取り組む対策、そういったものは持っておられます。

ただし、それが、さらに有効に働くように、指導主事が支援していくというような形でやらしていただく予定です。

**○押川委員** ありがとうございます。私は、基本はやっぱりそこだろうと理解をしておりますから、しっかり連携がとれるということが大事でありますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それと、今回、このそれぞれの市町村が重点で手を挙げるということでもありますから、しっかり、次年度以降もそういうところが出てくるような方向の中で、この事業をしっかりやっていただければ、本県の学力というのは上がってくるんじゃないかという期待はしておりますの

で、しっかり頑張っていたきたいと思います。

**○高橋委員** 県教育委員会として、市町村内の各学校の学力のレベルというのは把握していらっしゃるんですね。

**○金子学校支援監** 全県下の学力の状況は把握しております。

**○高橋委員** そうであれば、先ほどからやりとりを聞いてて、この学力向上対策というのは、県教委主導でやられているんだろうなと思ながらも、希望の調査をとられるから、本当は学力向上に取り組まないといかん市町村、学校なのに、手を挙げない学校が、ひよっとしたらあるんじゃないかなとか、思ったりするわけです。でも、あくまでも希望調査ですよ。だから、希望してない学校だってあるんじゃないですか。

**○金子学校支援監** 昨年度2月に、全ての市町村を回りまして、教育長さん方にこの趣旨を御説明する中で、やはり何とか学力を上げたいというような学校をぜひ推薦してほしいというようなことでお願いをしまして、数が限られているものですから、上がってこなかった学校ももしかするとあるのかもしれませんが、各市町村が望む学校については、今回、全て入れられたのではないかなと考えております。

**○高橋委員** 本気で学力向上を宮崎県教育委員会としてやろうという方針なんだから、そして、冒頭に聞きましたように、市町村は各学校のレベルというのは把握されているということですから、1年間でやる指導というのは、もちろん限りがありますから、年次ごとの計画でいいと思うんです。それで、教育委員会主導でいいと思いますから、毅然とした態度でやられたほうがいいのかなというのが、これも意見です。

それと、事業の柱で1、2、3あります。私はまず3番目から聞きますけれど、確実な実態

調査、これは大事なことだと思うんです。平均値も当然必要ありますよね。それと、一番大事なのは分布です。上が物すごくよければ、下がおつても平均値が上がります。分布図をしっかりと分析をして、中間層がいなければ、やっぱりこれはまずいと思うんです。できる子とできない子がいていいわけじゃないですよ。だから、ある意味では、分布図をしっかりと分析することが一つ大事。

そういう意味では、それこそ、午前中いろいろと質疑がありました通級指導です。ないと思いますけれど、通級指導を受けている子たちが全部学力テストを受けてるかどうか、漏れはありませんか。

○金子学校支援監 漏れはないと思います。

○高橋委員 そういうふうに、私は思っています。

やっぱり、こういう通級指導のところも大事になってくるんです。ここがしっかり指導できなければ、その子たちは、なかなかいい点数をとれないと思うんです。そこは、やっぱり大事なことだと思ったのが一つ。

それと、事業の柱の一つの教職員の意識改革の推進でありますけれど、具体的に言うと、先生方の話術とか、授業力じゃないですか。通り一遍の教え方はみんなできると思うんです。しかし、子供たちが、いかに45分間の授業に集中して黒板を見れるかだと思います。

いろんな人がいらっしゃるとは思いますけれど、そこら辺をしっかりと頭に入れて、この事業の柱の一つはされていると思いますので、底辺の引き上げができる授業力をつける指導は大事なかなと思いますので、申し上げました。

○金子学校支援監 今、委員がおっしゃられました意識改革については、まさしく授業力の向

上というのが一番と考えておりますので、そうやって取り組んでまいりたいと思います。先ほど分布のことでお話がありましたが、本県、下位の子供たちが、ややふえてきているというような反省もありますので、そういったところで、何とか高めてまいりたいと考えています。ありがとうございました。

○有岡委員 この6ページにありますように、児童生徒一人一人が「分かる！できる！」授業の展開という、やっぱりここに大切なポイントがあると思っっているんです。ですから、私どもPTAで学力向上に取り組んだことがありますけれども、これは県教委が考えることですから、これで理解するんですが、現場の先生方が一番困っていらっしゃるのは、小学4年生の段階で、小学2年生の問題が解けない、そのレベルの子たちをどうしたらいいかという現場の悩みがあるんじゃないかと思っっているんです。

先生たちの意識改革というの、現場のゆとりの中で、そういう学力がおくれている子たちをどうサポートしたらいいのかっていう悩みがあると、僕は思っています。ですから、そういった学年に応じた、おくれた子たちをサポートできる制度があればいいと思っっているんです。そういう意味では小中連携での取り組みをやるということやっていらっしゃいますが、小学校段階のおくれが、中学校ではまだまだ広がっていくという、この悪循環を解決するような考え方がないと、幾らこういう市町村レベルでポイントを絞ってやっていこうとしても、机上論であって、学校の先生方や校長先生と教育委員会が納得して、現場では何も変わってないということになり得るんじゃないかと思っっています。

そういう意味では、実態を調査して、いかに

先生方がそういう悩みを相談して解決できるかというところまで掘り下げていかないと、できる子はもうどんどん行くわけですし、そのできる子に合わせられない現状もあるでしょうし、先生方が一番苦しんでいらっしゃるのこそじゃないかなと思っています。

先生方の声をもっともっと拾い上げていかれると、現場にいらっしゃる先生方ですから、わかっていると思うんですけど、本質的なところを解決しなきゃいけないのかなと思っています。

実際、PTAとしても、ほかの学校がこれぐらいの学力があって、うちの学校はこのぐらい低いんだとか、そういうことはPTAでもわかっています。ですから、うちの学校、どうやって改善すればいいだろうかっていうことであると、小学校段階から取り組まなきゃだめだとか、原点に戻るもんですから。やっぱりそこ辺をもう少し突き詰めていかないと、この表面的なことだけ、幾ら触っても、なかなか厳しいですし、わからない子がわかったときの喜びを教えるような教育にやっぴいこうという先生方の意識改革、そこら辺にもっと力を入れたほうが成果が上がるんじゃないかなと、お話を聞きながら感じました。個人の意見です。

**○金子学校支援監** 今、委員から御指摘いただいたものにつきましては、8ページにあります、先ほど御説明いたしました授業改善のkey wordの右側のほうに、学校として取り組むチェックポイントがあるんですが、その2番目に、理解が不十分な子供に対する補充指導の場が確保されているかと。1日の授業の中で、学校生活の中であるいはその学期で、あるいは年間を通じて、そういうものが学校のほうに確保されているかということで、これは全ての学

校が、このチェックポイントに沿って取り組んでまいりますし、指導主事もこれに沿って指導していきます。

そういうことで、県内全体の学校でこういうことが実現するように、ことし1年間、取り組んでまいりたいと思っております。

**○中野委員** 次長さんは、学力向上は誰が担当するんですか。

**○坂元教育次長(教育振興担当)** 義務教育に関しては、私のほうで担当しております。

**○中野委員** 指導主事、立派な先生が、みんなおるわけで、だけど、人間ってそうじゃない。先生たちも、自分たちに自信を持っておれば、結局、そこそこで指導して、すぐ、はい、わかりましたって、なかなか、難しいと思っている。やっぱり学校単位で、校長単位でやっぴいかなとね。俺は教育委員会も大変だと。これに校長の役割、責務、ここら辺を明確に出すべきです。それでもって、やっぱり人事異動、校長人事とかやるべきと思っているけれど。

**○坂元教育次長(教育振興担当)** 資料の表現の中には、管理職、校長という名前は余り出てきませんでしたけれども、まずは、自分の学校の学力向上の責任者は校長です。私も校長の経験がありますけれども、やはり、それは一つの大きな関心事であり、隣の学校には負けたくないという気持ちはありましたので、そういう気持ちを全部の校長先生は持っていらっしゃる。それを助けるために、この支援チームをやったり、チェックのkey word、「分かる!できる!」、これをやっていきたいと思っておりますので、そういう意味では、校長先生にぜひ頑張ってください、その支援をしていきたいと思っております。

**○緒嶋委員** 国体のことを検討しなければならないスケジュールの時期が来たわけですが、こ



の9ページのそれぞれ現状とありますが、この中に、いろいろな課題というのが書いてあります。どうしても手を入れなければならないのは、今後、改築が必要な県有施設の整備ということが書いてありますけれど、今のところ、この中で、どういうことになるわけですか。いろいろ改築とか、新しく作り直さないといかんとか、県の総合運動公園も津波が来ればあそこでもいいのかというようなことも、極端に言えばあると思うんですけど、この中で、どういうふうに、今のところ考えておられるわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** まず、その資料のスケジュール(案)の28年の6月のところに、県内スポーツ施設の現状整理ということで、これは、県有施設のみならず、市町村の施設におきましても、どんな種目が今の現状でできるのかという内部の調査は、うちのほうでも今、進めております。それと含めて、県有施設というのも、今、特に話題になっております陸上競技場、プール、それに体育館以外にも、例えば武道館とかテニス場とか木の花ドーム、サッカー場、ラグビー場、いろいろあるんですけども、まず、国体ということを想定したときに、市町村のほうでお願いできるような種目については、今後、会場が設定できます。

当然、県として、今後、必ずここは使うだろうと思われるものの大きなものがその3つです。これについては、国体の準備アップ事業ということで、今、調査も行っていますが、それ以外に、例えば自転車競技場あるいは山岳競技、そのほかライフル射撃などの場所については、やはり今のままでは非常に厳しいだろうと、部分改修をする必要があるんじゃないかと。いずれにしても、国体を開催するとなったときの県有施設のそのあたりの大規模な改修をする

のかしないのか、部分改修をするのか、その国体会場との関連もありますので、そこを今、整理しておりますので、近いうちにその辺をきちんと整理をして、お示しをしたいと考えております。

**○緒嶋委員** 今のところ、具体的にどういう方向でやるかというのは、まだ方向性が出ていないということですか。

**○古木スポーツ振興課長** そこも含めまして、3つの大きな施設についても調査をしますし、そのほかの種目については、今申しあげましたように、大規模とまではいかないとは思いますが、どの程度やるかということについては、今後、そのほかの市町村の施設も含めて会場が決まりますので、それが決まった段階であわせて一緒に検討していくと考えております。

**○緒嶋委員** 全て、県有施設を使う必要もないと思うんです。市町村の今ある、その市町村有施設も有効に利用して、経済性も考えながら、県が全てをつくり出すというのも、これは限界があるだろうと思うので、そこ辺の調整をしながら、また市町村の意向もあるだろうと思うんです。こういう競技は私のところでやってくださいという、そういう意向調査を当然やる中で、場所を決定していかないと、県が全ておんぶするようなことでは、私は財政的にも大変じゃないかと思うんですけど、そのあたりも検討していくということですか。

**○古木スポーツ振興課長** 今、委員御指摘のとおり、この国民体育大会につきましては、コンセプトの一つというのは、県内一円でやると。地方のスポーツの振興、活性化というのも一つの大きなコンセプトでありますので、1巡目の宮崎国体のときも、北は高千穂、南は串間まで17市町村で実施しました。そのころに比べると、

今は交通事情も非常によくはなっていますので、会場も、国体の会場にできないかという視点で見たときには、かなりの市町村の施設も、現時点でも使えるところはたくさんあります。

また、これにちょっと手を加えていけば、さらにふえると思いますが、そういったところも含めて、今後、市町村の意向と、もう一つは、競技団体等の意向というのもございまして、そのあたりを調整をしながら選定するということになろうかと思えます。

**○緒嶋委員** それと、問題は、津波をどこまで頭に入れた施設整備にするかということで、これに2メートルから10メートルって書いてあるが、こういうところは、津波を考えたら適地じゃないわけですよ。しかし、運動公園をほかのところにつくりますということも、なかなか簡単にできることじゃないと思うんですけど、このあたりは、どういう意味で、この2メートルから10メートルと書いてあるわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** 今、想定として、津波想定区域がこのようになっているわけでありまして、その施設整備の検討の視点のところは4点ほど出しております。その中で、この安全性というものも含まれてきますので、国体準備スタートアップ事業で、コンサルタントのほうに、その安全性も含めて、今の運動公園が使えるのかどうかということも含めて調査をしていただき、それについて、また庁内の検討会議、また、御意見等も、競技団体等、いろいろな県民の方々の御意見も聞くことにもなると思うんですけども、調査、研究結果等を踏まえて、検討していくということになろうかと思えます。

**○緒嶋委員** これを新たなところにつくるというのも大変なことだと思ふし、改修しなければ、今のが規格に合わないということらしいから、

ここあたりが一番頭が悩ましいところですね。

それと、国体の競技を、全て宮崎県内でやらないといかんのかという、そのあたりはどうなっているわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** ほかの県もそうですけども、全てその県で賄うというのも非常に難しい状況もございます。

例えば、今、本県におきましても、クレー射撃場、山岳に関する競技場等々ございませぬ。これを実施するには、他県の例で言いますと、例えば特設でそのときだけつくって、あと壊すというようなものもありますし、隣県にお願いをしてということもございます。

九州ブロック大会というのが、ことし宮崎で7月から開催されますが、これについても、例えばカヌー競技のスラロームとあって、急流を流れるものの会場も宮崎はございませぬので、鹿児島にお願いしたり、水球も会場がありませんので、大分県のほうにお願いしたりとかいうことでお願いしていますんで、今後、そこも十分考慮していきながら検討することになると思えます。

**○緒嶋委員** 今いろいろ言っても、どうにもならないと思いますので、できるだけ、こういう進捗の状況がわかれば、我々にも提示願って、一緒になって我々も検討させていただきたいと要望しておきます。

**○片寄教育次長（総括）** 若干、補足をさせていただきます。

まず、2点ほどありまして、1点目は、国体に向けたという書き方を、今回表題でつけておりますけれども、実際は、国体と障がい者の全国大会がございまして、先ほど緒嶋委員から御指摘のありました安全性のところは、とりわけ、今回配慮した上で検討を進めなきゃいけない

いなと考えてございます。

それから、2点目でございますけれども、9ページの資料の一番右上を見ていただきますと、教育庁スポーツ振興課と総合政策部総合政策課の連名で、今回、資料をつくってございます。この意味は、今回の施設整備の検討に当たりましては、単に教育庁だけじゃなくて、県庁全体、知事部局も含めて幅広い視点から検討を進めていきたいという思いがでございます。すでに、庁内の検討会議、これは副知事トップで各部長がメンバーになっておりますけれども、そういうのも立ち上げて、実務的な検討は進めているところでございまして、今年度につきましては、こういう形で、当委員会とそれから総務政策の委員会でも、同じ資料を用いて御説明をさせていただいているところでございます。

**○高橋委員** スケジュールの関係で、おおむねわかっているらっしゃれば、会場決定は大体いつごろ、何年ごろということは、今、言えますか。

**○古木スポーツ振興課長** 会場の決定につきましては、スタートラインが来年度、29年度に県の準備委員会というのを立ち上げる予定にしております。

この準備委員会が立ち上がった段階で、市町村の正式な意向調査等を行いまして、それ以降に決定するということとなりますが、会場決定に際しましては、他県の例を見ましても、非常にスムーズにいくところといかないところがありまして、非常に長引いて、なかなか決まらないという県もございますけれども、できるだけ早く決めるためにも、そういったスケジュール感を持って取り組みたいとは考えております。

他県の例を見ますと、五、六年前までには、大体どこも決定しているというのが、全県のこれまでの例ということになるのかなと思います。

会場設定につきましては、施設のこともそうなんですけれども、一つは、一昨年の特別委員会でもちょっと問題になったんですけれども、先ほど、交通網が非常によくなって、県内一円でやれるようになったという反面、同時開催ですので、宿泊施設が非常に少ないというのが、非常にネックで、1巡目の国体のときも、実は民泊という制度を宮崎県の国体の場合は、74施設とっております。

特に、県北あたりは、延岡市は27カ所ぐらいそういう施設を準備したり、そういったところもございますし、他県の例を見ると、港に豪華客船を浮かべて、そこに泊めるとか、日南の油津あたりだったら、そういったこともありましようけれど、そういったいろいろな工夫もあると思います。そういったことも総合的に勘案するということで、非常に難しい問題もありますけれども、丁寧に、市町村、競技団体の意向を聞きながらやりたいと思っています。

**○高橋委員** 国体は38年ですから、そのころは、多分、日南まで高速がつながっていると思うんです。大きな地域活性化になるものですから、実は話題にちらほらなりつつあるんです。前回の国体でしなかった競技をやろうかという話題にもなってまして、だから、いつごろになるかと聞いたんですけれど、意向調査をされて、それから煮詰まっていくんでしょうけれど、今度の国体は難航するかもしれませんね。日南で、何かやりたい種目があるんです。

**○渡辺委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** よろしいですか。

それでは、以上をもって、教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後 2 時16分休憩

---

午後 2 時19分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うということになっておりますので、あす採決を行うこととし、再開時刻を午後 1 時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後 2 時20分散会

平成28年 6 月17日(金曜日)

---

午後 1 時 0 分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	日	高	陽一
委員		緒	嶋	雅晃
委員		中	野	廣明
委員		押	川	修一郎
委員		高	橋	透
委員		有	岡	浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	木	下	節	子
政策調査課主幹	西	久	保	耕史

---

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含め、御意見がございましたらどうぞ。質疑がありましたら、休憩いたします。特にありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案の採決を行います。

まず、議案の採決ですが、採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括でよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第9号及び議案第10号につ

いて、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第9号及び議案第10号につきましては、原案のとおり可決することと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見をお伺いしたいと思います。必要がありましたら、休憩をいたしますが。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 分休憩

---

午後 1 時 8 分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

いただいた御意見をもとにしまして、正副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 8 分休憩

---

午後 1 時14分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

7月21日閉会中の委員会につきましては、休憩中の内容で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ありませんので、以上で委員会を終了したいと思います。

午後 1 時14分閉会